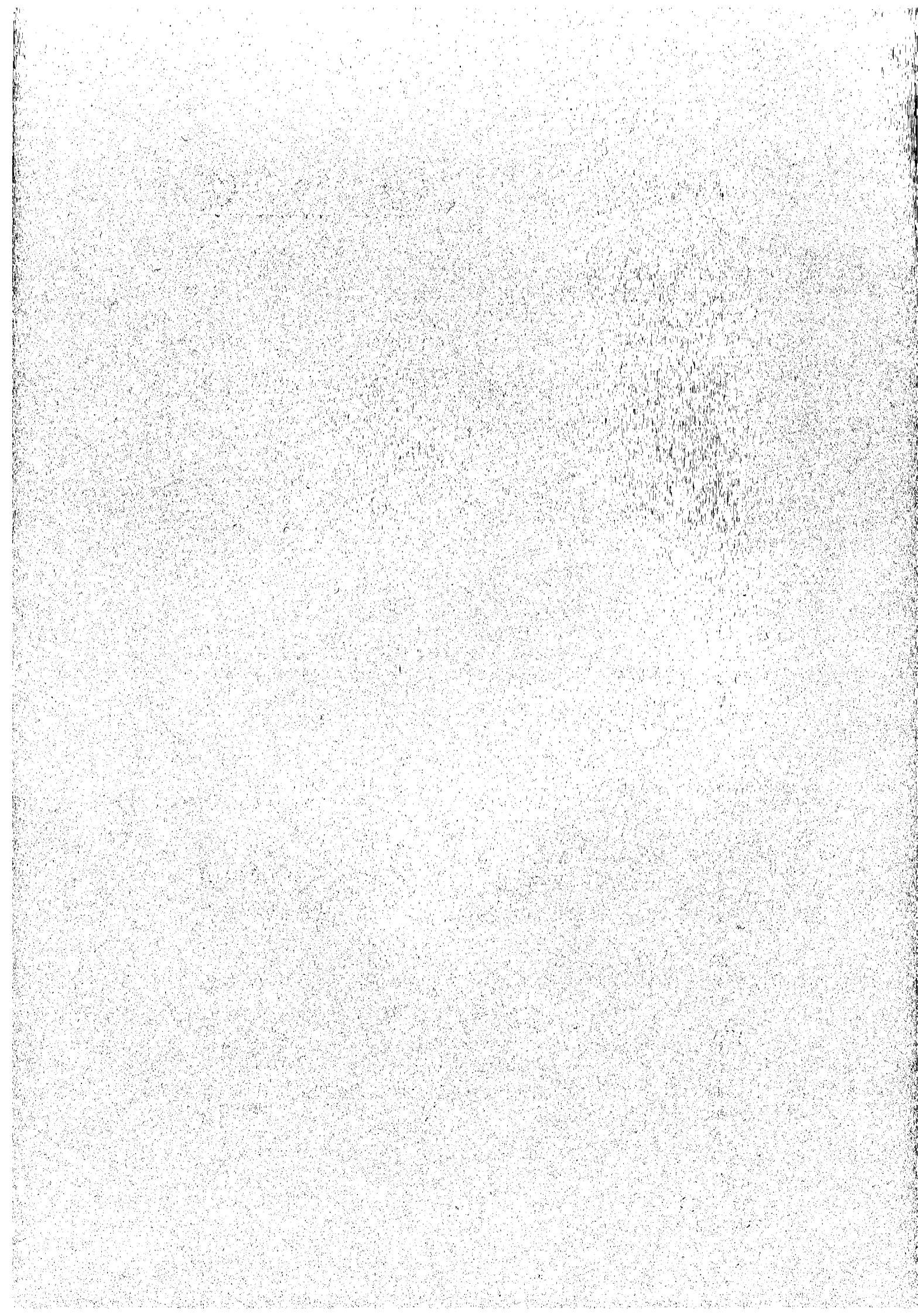


建設

1	都	市	計	画	291
2	交	通	計	画	302
3	建	築	指	導	303
4	公	園	緑	地	305
5	都	市	開	発	307
6	熊本駅周辺地域整備				309
7	下水道・河川				317
8	公共用地取得事業				324
9	市	営	住	宅	326
10	道			路	330
11	土	木	セ	ン	ター 332



1 都 市 計 画 (都市計画課・開発景観課)

都市計画区域

大正8年4月、都市計画法が公布され、翌9年1月より施行された同施行令の規定に基づき、大正12年7月当時の市域 3,071haの全域を都市計画区域と決定、その後隣接町村が市域に編入されるに従って都市計画区域も逐次拡張され昭和33年には、14,524haが都市計画区域として決定された。

さらに、昭和43年6月新都市計画法が施行されたことにより、昭和46年5月18日従来の市域だけの都市計画区域から隣接町を包含する1市9町の熊本都市計画区域が指定された。

熊本都市計画区域はその後、飽託四町合併や富合町の指定替え等により、現在、熊本市（河内町を除く）、合志市、菊陽町、益城町、嘉島町の行政区域で構成され、熊本市は熊本都市計画区域の中核をなしている。

また、熊本市の一部が、植木都市計画区域に指定されている。

戦前の都市計画

本市においては、大正12年7月より都市計画法を適用し、計画の体系が次のように定められた。

昭和 3年	都市計画道路の決定	30路線	延長64,000m
昭和 4年	用途地域決定	2,800.5ha	
	うち住居地域	1,730.2ha	工業地域 566.2ha
	商業地域	395.7ha	未指定 108.4ha
昭和 5年	風致地区の決定	1,070.59ha	
	本妙寺山、立田山、水前寺、八景水谷、江津湖、花岡山・万日山、千金甲の7カ所		

さらに、昭和6年、組合による区画整理が施行され、今日の区画整理事業の基をなしている。

街路事業の施行は、当初産業・交通及び軍事的要求にそつた道路から着手されたが、当時施行された熊本駅・迎町国道交差点を結ぶ産業道路、さらにそれを延長した子飼橋方面に通ずる道路及び水前寺体育館・健軍市電終点間の都市計画道路は、現在の本市道路の根幹をなすものである。

戦後の都市計画

戦後、本市は戦災復興計画基本方針に基づき恒久的復興計画を策定した。

都市機能の向上、衛生面、都市美の増進等、近代都市としての形態を整えながら急速な復興が行われることを企画し、また、これらの観点から戦前決定された都市計画について、根本的に検討を加え、適正を欠くものについてはこれを改めることとした。

この結果、昭和21年用途地域、都市計画道路を新たに計画決定し、同時に戦災地とその隣接地域における土地区画整理事業として戦災復興土地区画整理事業が決定され、その後防火・準防火地域や下水道、ごみ焼却場、汚水処理場等の衛生・清掃施設が決定された。また、経済が向上し、道路事情が良くなるに伴い、住宅建設の気運が高まり郊外へ向け市街地の拡大現象が現れてきた。そのため、都市計画による区画整理が施行されており、さらに新しい都市計画法により、昭和46年には、無秩序な市街地の拡大を防止するため、市街化区域、市街化調整区域の決定がなされた。

近年の都市計画

その後、市街地形成の状況及び住宅地需給の実態をふまえ昭和56年4月2日に市街化区域及び市街化調整区域の第1回目の見直しが行われるとともに、昭和58年4月30日には、流通業務団地予定地（約53ha）が市街化区域に編入され、平成3年2月1日の飽託四町との合併等を経て、さらに平成11年3月31日に第3回目の市街化区域、市街化調整区域の見直しが行われた。平成15年4月9日には、熊本港地区（約53ha）が市街化区域に編入され、現在熊本都市計画区域面積は40,445haで、うち市街化区域11,706ha、市街化調整区域28,739haである。熊本市はこの区域全体の57.2%（23,138ha）、市街化区域の86.2%（10,095ha）、市街化調整区域の45.4%（13,043ha）を占めている。

市街化区域については、平成4年の都市計画法及び建築基準法の一部改正に伴って、住環境の保護、市街地形態の多様化に対応するため、用途地域の変更を平成8年6月に実施している。

土地の高度利用と都市機能の更新を図るため、昭和61年3月熊本駅前北地区、平成8年8月手取本町地区、平成10年9月上通A地区、平成17年10月に熊本駅前東A地区に高度利用地区を決定し、また地区の特性にふさわしいまちづくりのために、平成2年に岩倉台ニュータウン地区、兎谷地区、平成5年に城山小学校西地区、大平地区、平成11年に白藤地区、さらに、平成17年に千原地区に地区計画を決定している。

市街化調整区域については、農林漁業との健全な調和を図り合理的な土地利用を図っている。

(1) 用途地域（都市計画課）

ア 熊本都市計画用途地域（別添折込図）

用途地域の規模

（平18.3.31現在）

区 分	熊本都計区域		市 域			容積率	建ぺい率	後退距離	高さの限度
	面 積	構成比	面 積	構成比	全 市 域 面積対比				
	%	%	ha	%	%	%	%	m	m
第一種低層 住居専用地域	1,324	11.3	947	9.4	3.5	60 80	30 40	1.0 1.0	10 10
第二種低層 住居専用地域	77	0.7	48	0.5	0.2	80 100	40 50	1.0 1.0	10 10
第一種中高層 住居専用地域	3,107	26.5	2,489	24.7	9.3	100 150	40 60	—	—
第二種中高層 住居専用地域	2,610	22.3	2,467	24.4	9.2	100 150 200	50 60 60	—	—
第一種住居地域	1,251	10.7	1,049	10.4	3.9	200	60	—	—
第二種住居地域	614	5.2	587	5.8	2.2	200	60	—	—
準住居地域	268	2.3	217	2.1	0.8	200	60	—	—
近隣商業地域	521	4.5	503	5.0	1.9	200 300	80	—	—
商業地域	365	3.1	365	3.6	1.4	400 500 600	80	—	—
準工業地域	1,125	9.6	1,108	11.0	4.2	200	60	—	—
工業地域	443	3.8	314	3.1	1.2	200	60	—	—
合 計	11,705	100.0	10,095	100.0	37.8				

イ 植木都市計画用途地域

用途地域の規模

（平18.3.31現在）

区 分	植木都計区域		市 域			容積率	建ぺい率	後退距離	高さの限度
	面 積	構成比	面 積	構成比	全 市 域 面積対比				
	%	%	ha	%	%	%	%	m	m
第一種低層 住居専用地域	45	16.6	0	0.0	0.00	80 100	40 50	1.0 1.0	10 10
第一種中高層 住居専用地域	68	25.1	7.9	56.0	0.03	150	60	—	—
第二種中高層 住居専用地域	1	0.4	0	0.0	0.00	200	60	—	—
第一種住居地域	34	12.5	6.2	44.0	0.02	200	60	—	—
第二種住居地域	13	4.8	0	0.0	0.00	200	60	—	—
準住居地域	4	1.5	0	0.0	0.00	200	60	—	—
近隣商業地域	12	4.4	0	0.0	0.00	300	80	—	—
商業地域	10	3.7	0	0.0	0.00	400	80	—	—
準工業地域	41	15.1	0	0.0	0.00	200	60	—	—
工業地域	43	15.9	0	0.0	0.00	200	60	—	—
合 計	271	100.0	14	100.0	0.05				

(2) 高度利用地区 (都市計画課)

(平18.3.31現在)

種 類	面 積 (ha)	建築物の容積率の最高限度 及 び 最 低 限 度		建築物の建ぺい率 の 最 高 限 度	建築物の建築面積の最低限度 (㎡)
		最高限度	最低限度		
熊本駅前北地区	約0.5	60/10	20/10	8/10	200
手取本町地区	約1.0	70/10	30/10	7/10	200
上通A地区	約1.1	70/10 50/10	30/10 20/10	7/10	200
熊本駅前東A地区	約1.4	50/10	15/10	8/10	200
合 計	約2.6	—	—	—	—

(3) 風致地区 (都市計画課)

(平18.3.31現在)

名 称	面 積 (ha)	位 置
花岡山・万日山	約 77	横手1・2・3丁目、春日4・5・6丁目、池上町、戸坂町
八景水谷	約 10	八景水谷1丁目
立 田 山	約 345	清水町大字兎谷、兎谷2・3丁目、龍田3丁目、龍田陣内1・2丁目、 清水万石1・2・4・5丁目、室園町、黒髪4・5・6・7・8丁目 他
水 前 寺	約 10	水前寺公園
江 津 湖	約 238	出水1・2丁目、江津1丁目、健軍4・5丁目、湖東2・3丁目、 神水本町、広木町、水源1丁目、江津3丁目、下江津1・5・6丁目 他
本 妙 寺 山	約 551	島崎5・6・7丁目、花園4・6・7丁目、谷尾崎町 他
千 金 甲	約 367	谷尾崎町、池上町、松尾町上松尾、上高橋町、小島下町
計	約1,598	

(4) 駐車場整備地区 (都市計画課)

(平18.3.31現在)

位 置	面 積 (ha)	指 定 年 月 日
市 中 心 街	約143.9	昭和45年4月10日

(5) 防火地域及び準防火地域 (都市計画課)

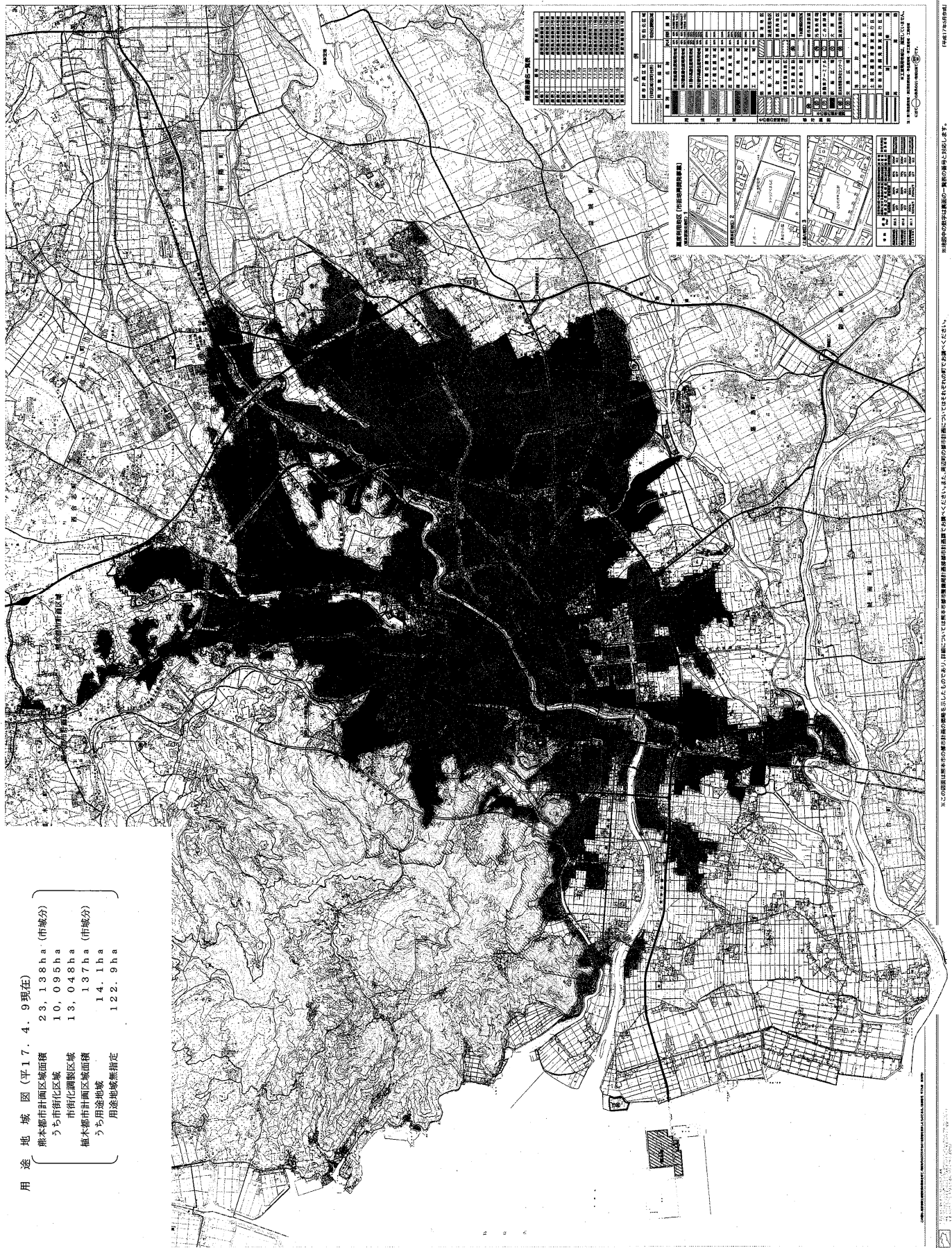
(平18.3.31現在)

地 域 名	面 積 (ha)
防 火 地 域	約 118.0
準 防 火 地 域	約1,488.0

建設

用途地域図(平17.4.9現在)

熊本市計画区域面積	23,138ha(市域分)
うち市街化区域	10,095ha
市街化調整区域	13,048ha
熊本市計画区域面積	13,137ha(市域分)
うち用途地域	14.1ha
用途地域解指定	122.9ha

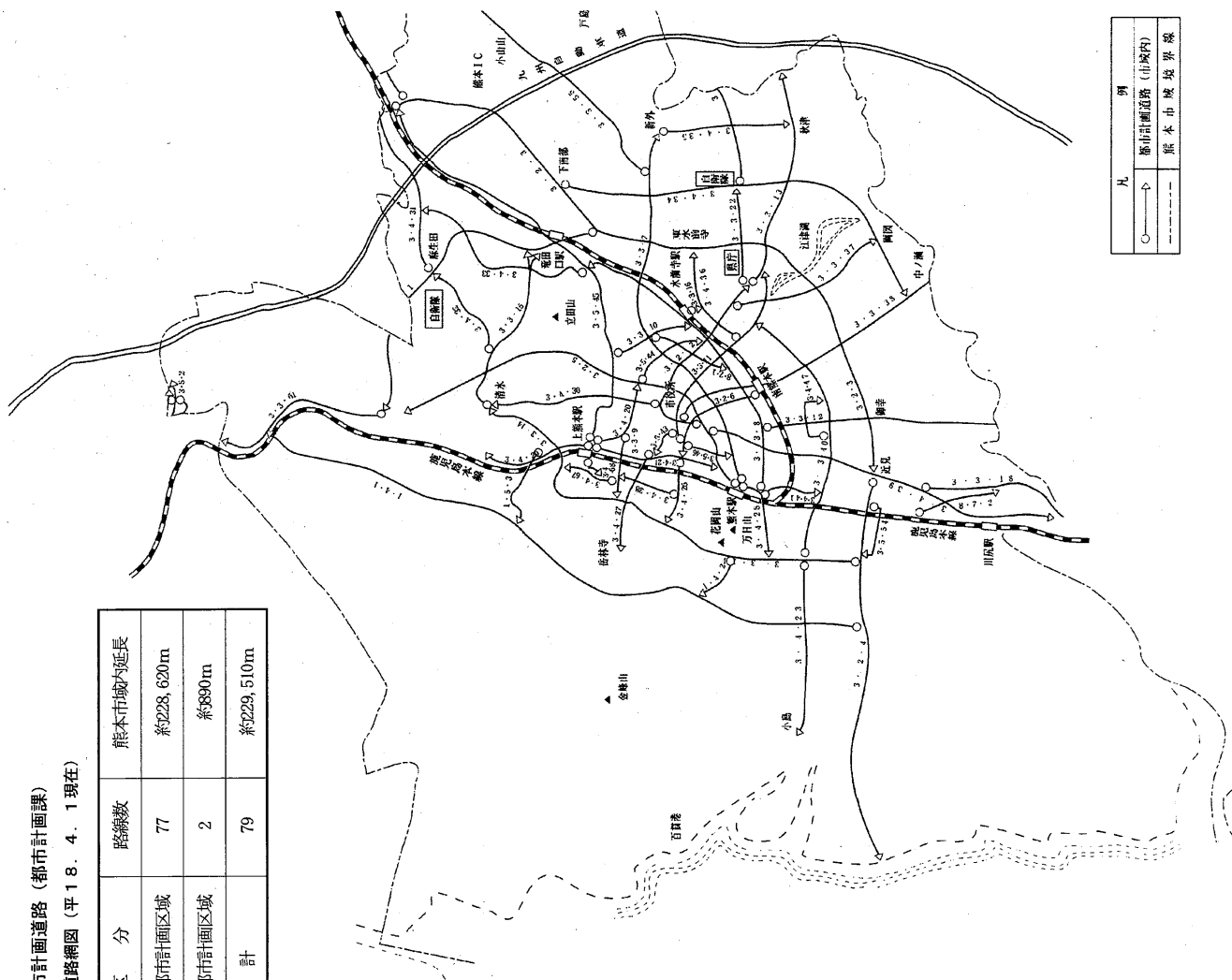


本図は熊本市の都市計画区域の面積を算出したものである。詳細については熊本市都市計画部都市計画課で調べるとよい。また、用途の事項については市役所の所管で調べる。用途の事項については市役所の所管で調べる。

(6) 都市計画道路 (都市計画課)

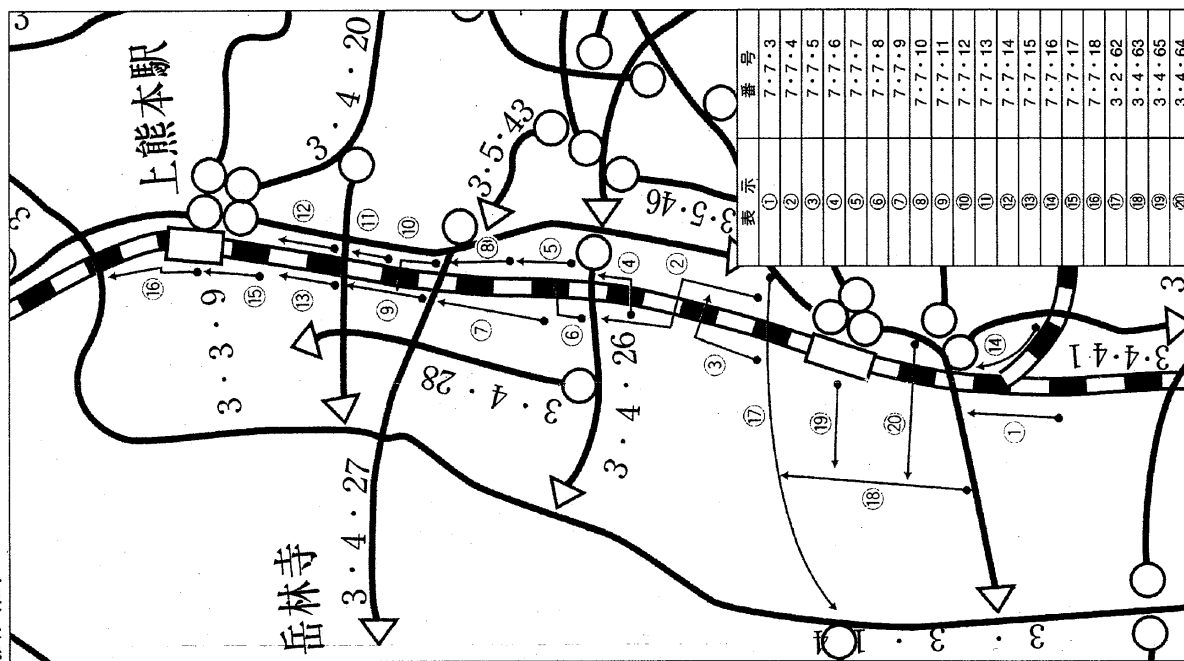
7 道路網図 (平 18. 4. 1 現在)

区 分	路線数	熊本市域内延長
熊本市計画区域	77	約228,620m
植木都市計画区域	2	約890m
計	79	約229,510m



凡 例
○ 都市計画道路 (市域内)
--- 熊本市域境界線

拡大図



表示	番号
①	7・7・3
②	7・7・4
③	7・7・5
④	7・7・6
⑤	7・7・7
⑥	7・7・8
⑦	7・7・9
⑧	7・7・10
⑨	7・7・11
⑩	7・7・12
⑪	7・7・13
⑫	7・7・14
⑬	7・7・15
⑭	7・7・16
⑮	7・7・17
⑯	7・7・18
⑰	3・2・62
⑱	3・4・63
⑲	3・4・65
⑳	3・4・64

イ 都市計画道路一覧 (市域内)

熊本都市計画区域

(平18.4.1現在)

区分	規模	一連番号	都市計画道路名	主なる幅員(m)	主なる車線の数	計画決定延長(m)	整備済延長(m)
1	4	1	熊本西環状線	21	4	12,450	0
1	4	2	池上インター線	37	4	990	0
1	5	3	花園インター(自導道)線	15	2	770	0
3	1	1	新南部四方寄線	40	4	6,690	4,200
3	2	2	新市街水前寺線	36		4,420	4,420
3	2	3	弓削近見線	36		15,480	15,270
3	2	4	近見沖新線	36	6	8,530	8,530
3	2	5	熊本駅北部線	30	4	9,230	8,660
3	2	6	南熊本駅新町線	30	4	2,010	1,710
3	3	7	熊本駅新外線	22	4	8,650	7,020
3	3	8	二本木小環線	22		6,970	4,120
3	3	9	池田町花園線	22	4	1,500	0
3	3	10	子飼新大江線	22	4	1,870	1,370
3	3	11	船場神水線	25	4	4,670	1,500
3	3	12	本荘大割線	25		5,050	3,140
3	3	13	水前寺秋津線	22		4,950	4,950
3	3	14	野口清水線	25	4	11,790	3,385
3	3	15	清水電田線	25		2,670	0
3	3	16	水前寺駅西水前寺線	22		180	0
3	3	17	東町空港線	22		2,210	2,210
3	3	18	南高江川尻線	25	4	3,110	3,110
3	1	19	弓削原水線	40		490	490
3	4	20	上熊本藤崎宮線	20		1,930	1,930
3	4	21	上熊本細工町線	19	2	3,030	2,450
3	3	22	砂取健寛線	22		2,190	2,190
3	4	23	新土河原小島線	20	4	3,910	3,250
3	4	25	熊本駅城山線	16	2	2,060	1,000
3	4	26	新町戸坂線	16	2	1,720	420
3	4	27	段山島崎線	16	2	2,220	740
3	4	28	戸坂花園線	16	2	1,460	0
3	4	29	上熊本法成寺線	16	2	2,280	750
3	4	30	手取本町清水線	16		3,830	610
3	4	31	麻生田三里木線	16		3,440	3,440
3	4	32	清水町万石麻生田線	16		2,340	980
3	4	33	小環清水榎木線	16		4,490	360
3	4	34	下南部園図線	16		8,930	3,820
3	4	35	新外秋津線	16		2,810	1,350
3	4	36	出水町国府東水前寺線	16		2,280	280
3	4	37	水前寺園図線	16	2	3,600	2,390
3	3	38	新市街御船インター線	25	4	6,140	4,910
3	4	39	長六橋川尻線	17.5		7,600	7,260
3	3	40	新土河原出水線	25	4	5,740	4,340
3	4	41	二本木蓮台寺線	16	2	1,350	1,350
3	4	42	大薩山下線	16		100	100
3	5	43	桜町段山線	15		760	0
3	5	44	南千反畑大江線	15		1,850	1,850
3	5	45	上熊本弓削線	12		10,570	0
3	5	46	船場本山線	12		920	600
3	4	47	平田田迎線	16		1,760	1,760
3	5	54	刈草薄場線	12		820	820
3	3	55	保田薩瀬線	25		6,190	6,190
3	3	61	四方寄鹿子木線	28	4	2,480	0
3	2	62	春日池上線	30	4	1,870	0
3	4	63	田崎春日線	18	2	910	0
3	4	64	熊本駅南線	18	2	290	0
3	4	65	熊本駅西口線	18	2	90	0
3	3	66	花園インター(一般道)線	21-25	4	1,320	0
3	4	67	花園池亀線	16	2	1,160	0
3	4	68	上熊本駅西口線	16	2	450	0
7	7	3	鹿児島本線側道1号線	6	-	430	0
7	7	4	鹿児島本線側道2号線	6	-	900	0
7	7	5	鹿児島本線側道3号線	6	-	290	0
7	7	6	鹿児島本線側道4号線	6	-	260	0
7	7	7	鹿児島本線側道5号線	6	-	200	0
7	7	8	鹿児島本線側道6号線	6	-	90	0
7	7	9	鹿児島本線側道7号線	6	-	590	0
7	7	10	鹿児島本線側道8号線	6	-	320	0
7	7	11	鹿児島本線側道9号線	6	-	530	0
7	7	12	鹿児島本線側道10号線	6	-	350	0
7	7	13	鹿児島本線側道11号線	6	-	200	0
7	7	14	鹿児島本線側道12号線	6	-	360	0
7	7	15	鹿児島本線側道13号線	6	-	350	0
7	7	16	豊肥本線側道1号線	6	-	250	0
7	7	17	鹿児島本線側道14号線	6	-	400	0
7	7	18	鹿児島本線側道15号線	6	-	180	0
8	7	1	新屋敷長溝線	4		1,550	1,280
8	7	2	南高江元三線	7		1,880	1,880
小計			77 路 線			228,620	132,385

建設

植木都市計画区域

(平18.4.1現在)

区分	規模	一連番号	道路名称	主なる幅員(m)	主なる車線の数	計画決定延長(m)	整備改良済延長(m)
3	4	4	東西線	16	2	320	0
3	5	2	南環状線	14	2	570	0
計			2路線			890	0

ウ 都市計画及び道路整備の規模別分類

(平18.4.1現在)

区分規模別	都市計画決定延長(m)				道路整備済延長(m)				整備済延長	進捗率(%)
	市街化区域(用途指定区域)	市街化調整区域(用途無指定区域)	計画決定延長	比率(%)	市街化区域(用途指定区域)	進捗率(%)	市街化調整区域(用途無指定区域)	進捗率(%)		
熊本都市計画区域	3・1	6,310	870	7,180	3.1	3,960	62.8	730	83.9	65.3
	3・2	31,670	9,870	41,540	18.2	29,180	92.1	9,410	95.3	92.9
	3・3	61,380	16,300	77,680	34.0	39,920	65.0	8,515	52.2	62.4
	1・4, 3・4	55,880	21,520	77,400	33.9	30,260	54.2	3,980	18.5	44.2
	1・5, 3・5	14,700	990	15,690	6.8	3,050	20.7	220	22.2	20.8
	7・7	5,700	0	5,700	2.5	0	0.0	0	0.0	0.0
	8・7	3,430	0	3,430	1.5	3,160	92.1	0	0.0	92.1
	小計	179,070	49,550	228,620	100.0	109,530	61.2	22,855	46.1	57.9
植木面都区市域	3・4	320	0	320	36.0	0	0.0	0	0.0	0.0
	3・5	570	0	570	64.0	0	0.0	0	0.0	0.0
	小計	890	0	890	100.0	0	0.0	0	0.0	0.0
合計		180,040	49,550	229,590		109,530	60.9	22,855	46.1	57.7

※整備済延長：計画幅員により供用開始されている区間延長

(7) 駅前広場(都市計画課)

(平18.4.1現在)

広場名	面積(m ²)	摘 要
熊本駅前広場(東口)	14,200	都市計画道路3・3・7号 熊本駅新外線
南熊本駅前広場	3,850	〃 3・2・6〃 南熊本駅新町線
水前寺 〃	2,100	〃 3・3・16〃 水前寺駅西水前寺線
上熊本(東口) 〃	2,800	〃 3・4・21〃 上熊本細工町線
上熊本(西口) 〃	2,400	〃 3・3・68〃 上熊本駅西口線
近見(仮) 〃	4,600	〃 3・5・54〃 刈草薄場線
弓削(仮) 〃	2,200	〃 3・5・58〃 武蔵ヶ丘東中央線
熊本駅前広場(西口)	5,700	〃 3・4・65〃 熊本駅西口線

(8) 景観整備(開発景観課)

ア 都市景観

美しく活力ある森の都くまもとにふさわしい都市景観を創造するために、本市では平成元年10月に都市景観条例を制定し、平成3年4月に、大規模建築物等の届出を開始した。

この制度は熊本城や水前寺・江津湖の周辺地域においては、これらを活かし熊本らしさを際立たせるような、また、その他の地域においてはそれぞれの地域の特色を活かした都市景観の形成を目指している。

大規模建築物等届出件数

(平成17年度)

種 類	建築物	土地区画	広告物	工作物	土 石	計
件 数	165	57	30	47	0	299

また、平成9年9月から、市域の幹線道路の良好な沿道景観形成を図るため、16路線を特定施設届出地区に指定し、沿道サービス施設等について、地域景観への配慮による調和のとれたまちなみ形成への誘導を行っている。 平成17年度届出件数 66件

イ 屋外広告物

平成8年4月の中核市移行に伴い屋外広告物法に関する事務を県から引き継いだ。

この事務は都市景観の大きな要素である屋外広告物を規制・誘導し、歴史と自然を活かした良好な景観形成と快適な環境の維持を目的としている。

事務内容としては、屋外広告物の許可、違法なはり紙・はり札・立看板等の除却、違法ポスターの減少を目的としたコミュニティボード設置事業を行っている。

屋外広告物許可件数 (平成17年度)

種 類	許 可	更新許可	電柱等	計
件 数	201	244	30	475

除却件数 (平成17年度)

種 類	は り 紙	は り 札	立看板	その他	計
件 数	9,409	8,552	3,133	149	21,243

(9) 開発指導 (開発景観課)

都市の秩序ある発展を図るために、開発行為の指導を行っている。

開発許可件数

年 度		13	14	15	16	17
区 分	件 数	87	57	80	92	89
	面積 (㎡)	196,117	130,087	235,416	251,120	247,592
市 調 整 街 化 区 域	件 数	62	70	68	55	57
	面積 (㎡)	109,924	70,403	80,925	98,347	76,729
計	件 数	149	127	148	147	146
	面積 (㎡)	306,041	200,490	316,341	349,467	324,321

※非線引区域を含む。

市民の安全な生活環境の整備を図るために、宅地造成等規制区域においては、宅地造成の指導を行っている。

宅地造成等規制法による許可件数

年 度	13	14	15	16	17
許可件数	17	10	11	14	16

2 交 通 計 画（交通計画課）

（１）現 状

本市における四輪自動車の保有台数は、平成元年度から平成１６年度までの１５年間で約２５万台から約３７万９千台へと約１．５倍に増加している。

平成９年度に実施した第３回パーソントリップ調査の利用手段別構成は、自動車利用が前回の４３．２％から５９．３％へと大幅に増加している半面、徒歩、二輪車、バス・市電の割合が減少している状況にある。その中で、公共交通機関の利用状況を見ると、鉄軌道系はその定時性が見直され、減少傾向に改善がみられるものの、バスは依然として減少傾向にある。

（２）総合交通体系整備の考え方

①熊本市総合計画

- ・幹線道路などをはじめとする道路網の整備
- ・市電、バスなどの公共交通の機能強化や自転車利用の促進
- ・県内各地や県外とをつなぐ広域交通網の整備

②熊本都市圏総合交通体系のマスタープラン

- ・公共交通都市軸の形成
- ・既存公共交通機関の機能強化
- ・新たな基幹公共交通ネットワークの整備
- ・乗り換え抵抗の少ないネットワークの形成
- ・日常生活を支えるバス網の整備
- ・２環状１１放射道路網の整備
- ・８軸公共交通網の整備
- ・良好な住環境を形成する都市内道路網の整備
- ・安全快適な自転車ネットワーク等の整備

（３）本市における交通施策の展開

①駐車場案内システムの導入（平成５年度）

- ・市中心部の約１７６ｈａが対象区域（２０駐車場、約５，４００台）

②バス活性化システム整備事業の実施

- ・交通センターの行き先別乗り場再編及びサインシステム整備（平成６年度）
- ・バスの方向幕・系統幕を統一（平成７年度）
- ・バス・電車共通のプリペイドカードシステムの導入（平成９～１１年度）

③パークアンドライドシステムの試行

- ・市電とバスを利用し、４ルートで実施（平成８～９年度）
- ・ＪＲ豊肥本線を利用し実施（平成１２年度）

④超低床電車の導入（平成9年度）（交通局電車課）

- ・1編成2両（平成9年度）、2編成4両（平成10年度）、2編成4両（平成12年度）

⑤JR豊肥本線の電化事業（平成9～11年度）

- ・熊本駅～肥後大津駅間22.6kmの電化（運行本数の増加とスピードアップ）
- ・平成駅行き違い施設の整備

⑥共同集配システムの実施（平成11年度）（熊本運輸支局）

- ・下通り、上通り、新市街など60haが対象区域で、熊本地区共同輸送株式会社が設立された。

⑦オムニバスタウン計画事業（平成12～16年度）

- ・バスロケーションシステムの導入（7箇所）
- ・公共車両優先システム（PTPS）、車両運行管理システム（MOCS）の導入
- ・ノンステップバスの導入
- ・道路整備の促進及び交差点改良
- ・通町筋バスベ이의整備
- ・バス専用レーンのカラー舗装化
- ・バス停のグレードアップ化及び改善

3 建 築 指 導（建築指導課）

（1） 建築確認・検査等の申請状況

年 度		13	14	15	16	17
種 別						
申請	建築確認申請〔計変含む〕 （計画変更）	2,773 件 (174)	2,909 件 (277)	2,494 件 (342)	2,264 件 (243)	1,819 件 (253)
	指定確認機関申請	685	722	929	1,062	1,602
	道路指定申請	47	53	51	42	49
	許可申請	141	142	111	105	91
現場 検査	住宅公庫竣工検査	818	392	326	236	117
	住宅公庫改良検査	8	19	6	2	3
	一般建築竣工検査	2,219	2,084	1,959	1,892	1,661
	昇降機竣工検査	172	142	170	114	126
特申 殊請	計 画 通 知	76	97	75	50	56
	工作物等確認申請	156	238	108	119	115
	昇降機等確認申請	211	172	155	126	145

建設

(2) 建築指導パトロール等

ア 建築パトロール

違反建築の早期発見、防止を主目的に実施している。

イ 建築物防災査察

雑居ビルや大型店舗等の査察を防災週間中及び年末に消防局等と合同で実施している。

ウ 一斉公開パトロール

違反建築防止週間（10月中旬）の1日間を公開による一斉パトロールの日と定めて、市内全域にわたって違反建築物の摘発、指導をしている。

17年度においては、共同住宅等10件を立入調査し工事施工の適正指導を行った。

(3) 違反建築物取扱件数

(平成17年度)

違反事項	違反該当法令	違反件数
確認申請手続	法第6条	24
法22条区域内の屋根及び外壁	法第22条又は第23条	0
避難施設等内装制限	法第35条	0
内装制限	法第35条の2	0
耐火構造等	法第27条又は第36条	0
構造耐力	法第20条又は第36条	0
敷地と道路の関係	法第43条	3
道路内建築制限	法第44条	0
私道の廃止又は変更の制限	法第45条	0
用途地域内の建築制限	法第48条	1
容積率制限	法第52条	1
建ぺい率制限	法第53条	0
一種住専における外壁の後退距離	法第54条	0
一種住専における絶対高さ制限	法第55条	0
道路斜線制限	法第56条第1項第1号	0
隣地斜線制限	法第56条第1項第2号	0
北側斜線制限	法第56条第1項第3号	0
日影による高さ制限	法第56条の2	0
高度地区の高さ制限	法第58条	0
防火・準防火地域内の構造	法第61条又は第62条	0
その他		4
計		33

(4) ぱちんこ店の建築に関する指導要綱

この要綱は、ぱちんこ店の建築に関する必要な事項を定めることにより、建築紛争の予防と調整を図り、もって近隣住民等の生活環境の保全に資することを目的として制定したもので、昭和63年4月20日より施行している。

平成17年度は2件の届出があった。

(5) 中高層建築物の建築に関する指導要綱

この要綱は、中高層建築物の建築に伴う紛争防止のため、建築主に対し、近隣住民への建築計画の説明を義務付けるなど、建築主と近隣住民との「相互理解」を目的として制定したもので、昭和63年10月15日より施行している。平成17年度は127件の届出があった。

(6) 熊本市やさしいまちづくり建築物整備促進事業補助金交付要綱

この要綱は、高齢者や障害者等が円滑に利用できる公共性の高い建築物の整備促進を図るため、平成7年10月1日より施行している。現在、補助件数は28件（延べ件数）となっている。

(7) 建築協定

本市では、住宅地としての良好な住環境を高度に維持増進するため、建築基準法に基づく建築協定の推進に努めている。現在、本市における建築協定は28件（延べ件数）となっている。

4 公園緑地（公園課）

清れつな地下水や豊かな緑など本市の恵まれた自然環境は、都市に潤いを与えるとともに、市民生活の良好な環境の形成に大きな役割を果たしている。この豊かな自然を、後世に偉大な資産として継承することは、私たちの“つとめ”であり、本市では熊本城、立田山などの拠点緑地や、水前寺江津湖、白川、坪井川などの親水空間を都市づくりの中核として良好な都市景観の維持・形成に配慮しつつ、季節感豊かで潤いに満ちた生活空間とするために公園としての整備を進め、また、都市部などの市街地では、まちの活性化の拠点として、周辺市街地では日常的な余暇活動の拠点として公園の整備を推進している。

平成17年度末での本市の都市公園等の整備状況は、782カ所560.53haで、「歩いていける公園の整備率」は44.5%の水準となっている。このほか、民有地等を借地した83カ所、7.22haの「まちの広場等」を供用している。

本市では、今後さらに安全で快適な都市基盤としての都市公園等の整備を図るため、

- ア 地域に密着した街区公園、近隣公園、地区公園の住区基幹公園の整備を積極的にすすめる。
- イ 自然や環境の保全を基調とし自然とのふれあいや景観を大切にした後援の整備をすすめる。
- ウ 中心市街地にオープンスペースを確保するため、河川敷公園、緑地の整備を促進する。

これを基本として、平成20年度末までに、まちづくり戦略計画では「歩いていける公園の整備率を45.6%（面積134.77ha）」にすることを目標としている。

また、公園の老朽化にともない、公園施設の改善を実施し、地域の特性を活かした利用しやすい公園造りに取り組んでいる。

公園管理にあたっては、日常的な維持管理の充実を図るとともに、住民参加の公園愛護会の活性化を図り効率的な管理を行うなど、公園がいつでも安全に、快適に利用されるよう努めている。

都市公園等の整備状況

(平18.4.1現在)

種 別	都 市 計 画 決 定					②都市計画決定していないが供用しているもの		供用しているもの (①+②)			備 考
	計 画 決 定		①供 用			箇所数 (箇所)	面 積 (㎡)	箇所数 (箇所)	面 積 (㎡)	1人当りの面積 (㎡/人)	
	箇所数 (箇所)	面積 (ha)	箇所数 (箇所)	面 積 (㎡)	供用率 (%)						
街区公園	175	41.56	175	423,831	102	503	390,588	678	814,419	1.22	
近隣公園	27	45.80	25	362,791	79	2	31,860	27	394,651	0.59	
地区公園	5	23.70	5	234,086	99			5	234,086	0.35	
総合公園	2	71.80	1	522,800	73			1	522,800	0.78	
運動公園	3	123.50	2	1,120,219	91	1	30,054	3	1,150,273	1.72	熊本県立総合運動公園含む
特殊公園 (風 致)	3	15.50	3	171,612	111	2	12,845	5	184,457	0.28	
特殊公園 (歴 史)	6	9.00	6	75,963	84	3	79,054	9	155,017	0.23	
広域公園	1	126.50	1	1,169,982	92			1	1,169,982	1.75	総合体育館、湖面含む
緑 地	16	219.84	16	591,417	27	34	210,207	50	801,624	1.20	
墓 園	3	35.10	3	177,979	51			3	177,979	0.27	
都市公園 合 計	241	712.31	237	4,850,680	68	545	754,608	782	5,605,288	8.40	
まちの広場						83	72,197	83	72,197	0.11	
そ の 他						5	7,609	5	7,609	0.01	
合 計	241	712.30	237	4,850,680	68	633	834,414	870	5,685,094	8.52	

(注1) 人口(推計人口)は、平成17年4月1日現在の人口668,797人。

(注2) まちの広場は、五郎ヶ池調整池広場を含む

(注3) 都市計画決定された供用面積には、都市計画決定されていない供用面積を一部含む。

(注4) 街区公園の1人当たり面積には、1,000㎡以下(開発行為等)の公園も含む。

市民一人当たり都市公園等面積の推移

年度 区分 種別	13			14			15			16			17		
	数	面 積	一人当 面積	数	面 積	一人当 面積	数	面 積	一人当 面積	数	面 積	一人当 面積	数	面 積	一人当 面積
		ha	㎡		ha	㎡		ha	㎡		ha	㎡		ha	㎡
利用中の 街区公園	620	75.66	1.14	640	77.31	1.16	654	79.48	1.16	661	79.90	1.19	678	81.44	1.22
利用中の 全公園	722	552.36	8.32	743	555.99	8.34	757	557.10	8.34	765	558.99	8.36	782	560.53	8.40

5 都 市 開 発（市街地整備課）

（1）土地区画整理事業

本市の土地区画整理事業は、戦前では昭和6年に組合施行による国府第一土地区画整理事業、翌7年に水前寺土地区画整理事業、大江東部土地区画整理事業を施行し、戦後は国の方針に基づく戦災復興土地区画整理事業の着工を見た。

また、市施行の事業では、東部地区の東部第一土地区画整理事業、西部地区の西部第一土地区画整理事業が完成した。そのほか市内各所で、住宅地開発を目的とする事業が、組合等の施行により逐次行われており、戦前戦後を通じ50地区（1,584.3ha）において、計画的な市街地が造成されている。

施行状況

（平18.4.1現在）

地 区 名	施 行 者	法 分 類 (条項)	施 行 面 積 (ha)	認 可 年 月 日	減 歩 率 (%)	公 共 減 歩 率 (%)	施 行 年 度	総 事 業 費 (千円)
画 図	組合	3~2	29.1	6.12.21	41.6	32.8	6~18	3,533,000
陳 内	〃	〃	29.8	8.4.23	64.2	32.7	8~21	6,838,064
熊 本 駅 西	市	3~3	18.1	13.12.10	19.8	19.8	13~28	25,850,000

完了地区名（国府第一、水前寺（組合）、大江東部、花岡山、戦災復興、健軍第二、秋津第一、国府第二、城東、東部第一、江津第一、秋津第二、清水、江津湖団地、長溝団地、万石団地、榎団地、託麻団地、楠団地、富ヶ丘、国府第三、津ノ浦、武蔵ヶ丘、烏ヶ江、戸島南台、出水第二、出水第一、佐土原、城山上代、八王寺、田井島、水前寺、八分寺、南部第一、戸坂、八幡、御幸笛田、清水亀井、城山大塘、大石崎、田迎東、八分字中道、西部第一、山ノ神二丁目、出仲間、出仲間九丁目）

（2）今後の予定施行地区

計画的な宅地開発を適正に誘導・促進するため、特定保留地区等において、地元懇談会の開催など地権者へのPR、啓発を行っている。

また、土地区画整理事業は現在3地区77.0haで実施されているが、計画案中が2地区46.2haあり、準備が進められている。

（3）市街地再開発

本市の既成市街地においては、都市化の進行とともに人口の空洞化・交通問題・用途混在・建築物の老朽化などの環境悪化や機能更新の遅れなどが顕在化してきている。

このような都市問題を解決するため、道路・公園等の都市基盤施設と建築物との総合的な整備と生活環境などの改善を目指し市街地の再開発を推進する。

ア 中心部の市街地再開発事業

市街地再開発事業は、低層の木造建築物が密集し、生活環境の悪化した土地利用の非効率な市街地において、細分化された宅地を統合し、不燃化された共同建築物に建て替え、あわせて公園・緑地・広場・街路等の公共施設の整備とオープンスペースの確保を一体的・総合的に行い、安全で快適な都市環境を創造しようとするものである。

市街地再開発事業の実施地区

地 区	熊本駅北地区（事業完了）	手取本町地区（事業完了）	上通A地区（事業完了）
施行者	組 合	組 合	組 合
事業年度	昭 61～平 4	平 8～13	平 9～13
地区面積 (ha)	約 0.5	約 1.0	約 1.1
敷地面積 (㎡)	約 2,400	約 5,700	約 9,000
建築面積 (㎡)	約 1,900	約 4,400	約 6,800
延床面積 (㎡)	約 15,800	約 48,200	約 57,100
建物の規模構造	SRC+RC 造 地上 11 階 地下 2 階	SRC+RC+S 造 地上 10 階 地下 3 階	SRC+RC+S 造 地上 14 階 地下 2 階
用 途	ホテル	商業・公益・医療・業務施設等	商業・ホテル・業務・美術館・財団施設・カルチャー等
事業の経過	昭 61.4 高度利用地区の都市計画決定 及び事業の都市計画決定 昭 61.9 組合設立（施行認可）公告 平 2.9 施設建築物工事起工式 平 3.3 権利変換計画認可 平 4.8 施設建築物工事竣工 平 5.3 組合解散認可	平 8.8 高度利用地区の都市計画決定 及び事業の都市計画決定 平 9.3 組合設立（施行認可）公告 平 11.8 権利変換計画認可 平 11.12 施設建築物工事起工式 平 14.3 施設建築物工事竣工 平 14.12 組合解散認可	平 10.9 高度利用地区の都市計画決定 及び事業の都市計画決定 平 11.1 組合設立（施行認可）公告 平 11.9 権利変換計画認可 平 12.1 施設建築物工事起工式 平 14.3 施設建築物工事竣工 平 14.11 組合解散認可

本市では、施行者に対し事業費の一部を補助し、土地の有効利用を促進している。今後、再開発事業への啓発、誘導に向けて取り組んでいく。

イ 上熊本駅周辺整備

上熊本駅周辺地域は、「熊本市都市マスタープラン」の中で、重点的な市街地整備を図る「市街地核」の一つとして位置づけられている。その「市街地核」としてのまちづくりを推進していくため、九州新幹線、JR鹿児島本線高架化事業に併せ、電車・バス等の公共交通機関の結節強化や周辺都市機能の整備・改善等により利便性の向上を図りながら、上熊本駅周辺地域の活性化を促進する。

ウ 優良建築物等整備事業

この事業は、良好な街並み形成実現のため民間活力を活用し、土地の合理的利用、市街地環境の整備、市街地における良好な中高層住宅の供給等を総合的に促進することを目指す、都市計画法等の手続きを要しない任意の事業である。

優良建築物等整備事業の実施地区

地 区	施行者	事業年度	地区面積 (ha)	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	用 途
下通地区 (事業完了)	民 間	平4～5	0.12	902	630	5,467	商業施設・銀行
新町地区 (事業完了)	〃	平10～11	0.06	579	333	2,337	共同住宅 (26戸)

6 熊本駅周辺地域整備（熊本駅周辺整備事務所）

熊本駅周辺地区（熊本駅を中心とした63.2ha）は、本市総合計画や平成9年に県市共同で策定した「熊本駅周辺地域の整備方針」において「出会いとふれあいの副都心」と位置付けられている。また、熊本市のまちづくりの指針となる「まちづくり戦略計画」の中でも、「魅力ある熊本駅周辺のまちづくり」を重点戦略の1つに位置付け、県都の陸の玄関口にふさわしい街並みの形成に取り組んでいる。

現在、連続立体交差事業や区画整理事業、道路網の整備、市街地再開発事業など都市基盤の整備を進めており、広域交通結節機能の向上や都心と一体となった行政・商業・業務施設の集積する情報・文化の交流拠点の形成を目指している。

このような中、2年前倒しとなる平成23年春の九州新幹線開業や鉄道高架化区間の延長、熊本合同庁舎の熊本駅周辺への移転が決定されるなど状況の変化に対応するため、平成17年6月、県市共同で「熊本駅周辺地域整備基本計画」を策定、公表した。同時に、この計画の具体化と着実な推進に向け「JR鹿児島本線等鉄道高架化及び熊本駅周辺地域等の整備に関する協定」を締結した。

この協定では、県市の役割分担を明確にするとともに、「平成23年春の新幹線開業時までに完成を目指す事業」と「鉄道高架化事業完了及び東口駅前広場完了時（平成30年）までに完成を目指す事業」とを区分するなど、事業の優先順位も明確にした。

基本計画の概要と主な事業は次のとおりである。

（1）まちづくりの将来ビジョン

ア 将来像

「出会いとふれあいの副都心」

イ まちづくりのテーマ

「人・文化・自然と出会う くまもと・交流舞台」～パークステーション～

ウ まちづくりの理念

- ・出会いとふれあいのあるまちづくり
- ・人にやさしく利便性の高いまちづくり
- ・水と緑の自然や歴史性を活かしたまちづくり

（2）都市空間デザイン配置方針

魅力ある熊本駅周辺のまちづくりを進めるためには、都市空間デザインが重要であり、地区を構成する空間軸の考え方を次のとおり設定した。

ア アメニティ軸

万日山の緑と駅前広場、白川の水辺空間を結ぶシンボル性の高い景観軸

イ 森のみち

パークステーションを実感できる緑豊かな空間軸（熊本駅北部線・熊本駅城山線）

ウ 水辺の小径

水辺を眺めながら歩いて楽しむ親水空間としての坪井川景観軸を配置

（3）熊本駅周辺の都市計画道路網整備

整備路線：7路線

・県整備路線 4路線（熊本駅北部線、熊本駅城山線、熊本駅新外線、春日池上線）

・市整備路線 3路線（田崎春日線、熊本駅西口線、熊本駅南線）

(4) まちなみの形成

副都心にふさわしいまちなみ形成に向け、熊本駅北部線、熊本駅城山線、熊本駅新外線の都市計画道路周辺を「まちなみ形成ゾーン」、さらに、これらを含む22ha（北、東A、東B、南A、二本木Aの各地区）を「市街地整備ゾーン」と位置付け、地元の合意形成を図りつつ市街地整備方針を策定し、都市計画的手法等により良好なまちなみの形成を誘導する。

(5) 新駅舎及び東西駅前広場の整備

ア 駅舎のデザインコンセプト（県市案）

- ・熊本の陸の玄関としての風格や熊本らしい独自性がある駅
- ・訪れる人に親しみや安らぎを感じさせる駅
- ・ユニバーサルデザインを取り入れた人にやさしい駅

イ 駅前広場面積 : 東口広場14,200㎡ 西口広場5,700㎡

ウ 駅前広場整備方針

テーマ : 「森の都の風香る玄関口～パークステーション」

エ 東西駅前広場の機能分担

東口 : 中心部及び市域対応を中心とした交通機能の集約強化

誰もがわかりやすい、乗換え利便性の高い交通結節点の形成

西口 : 西側開発、アクセス需要増に応じた交通機能等

観光バス、団体バス等、不定期バスの発着機能

(6) 九州新幹線建設事業（鉄道・運輸機構事業）

九州新幹線鹿児島ルートは、平成13年4月博多～新八代間のフル規格による工事実施計画が追加認可され、熊本市域においては現在、用地買収及び高架橋、橋梁等の工事を順次行っている。

総事業費 : 約8,134億円（博多～新八代）

事業期間 : 平成10年～平成23年

熊本市域区間 : 15.6km

事業実施状況 : 平成18年度を目途に用地買収実施中

（熊本県内の進捗率 : 平成18年6月末現在 約88%）

(7) 鹿児島本線等連続立体交差事業（熊本県事業、平成13年3月都市計画決定）

鹿児島本線等の連続立体交差事業については、鹿児島本線の白川操作場付近から北島踏切までの約6km区間と豊肥本線熊本駅から坪井川右岸の約1km区間の事業認可を受け、用地買収、測量設計等を行っている。

事業区間 : JR鹿児島本線 約6km、豊肥本線 約1km

総事業費 : 約550億円

事業期間 : 平成13年度～平成28年度

事業実施状況 : 平成18年度を目途に用地買収実施中

（進捗率 : 平成18年6月末現在 約98%）

(8) 熊本駅西土地区画整理事業(熊本市事業、平成13年3月都市計画決定)

本市の陸の玄関口にふさわしい、安全で快適な街なみの形成を図るため、平成13年度から区画整理事業に着手している。平成17年度からブロック毎に建物移転、宅地造成、道路築造等を進め、新幹線開業までに新幹線口となる西口広場やアクセス道路を整備するとともに、早期の事業完了を目指している。

地区面積 : 18.1ha

総事業費 : 約300億円(関連事業費を含む)

事業期間 : 平成13年度～平成28年度

事業実施状況

平成13年度～平成15年度 公共用地先行取得

平成15年度～平成16年度 換地設計

平成17年度～平成28年度 道路築造・宅地造成

地区内を10ブロック程度に分割し、順次、整備予定

西口駅前広場を新幹線開業前までに整備

(9) 熊本駅東A地区市街地再開発事業(熊本市事業、平成17年10月都市計画決定)

東A地区は、熊本駅東口正面に位置するという立地性から、新幹線開業までに県都の玄関にふさわしい都市景観の形成及び都市機能の充実を図るため、市施行により市街地再開発事業を推進している。この事業により、九州・熊本の情報発信拠点ともなる公共施設を整備するとともに、民間事業者の参画による賑わいの創出を図ることにしている。

地区面積 : 約1.4ha

事業完了目標 : 平成22年度

(10) 新熊本合同庁舎の整備(国土交通省九州地方整備局事業)

施設規模 : A棟 28,000㎡ B棟 26,000㎡

スケジュール

平成16年度 基本設計

平成18年度以降 実施設計

平成19年度以降 A棟 工事着工

新幹線開業までに A棟 工事竣工

A棟完成後 B棟 工事着手

建設

熊本駅周辺都市空間のイメージ

西口アメニティ軸空間のイメージ

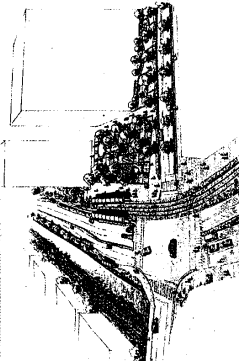
駅舎側から見たイメージ



安らぎ・賑わいの軸

万日山を背景とし、日常生活の玄関口として利用者に安らぎと賑わいを与える空間を創出します。

南の回遊拠点・合同庁舎移転
九州、熊本県の行政中枢を担う合同庁舎は、2棟の建物からなり、段階的に建設・移転を行います。
合同庁舎南側は、南の回遊拠点として、坪井川や中道の電停とあわせ、賑わいとやすらぎの空間を創出します。



東口駅前方面から見たイメージ

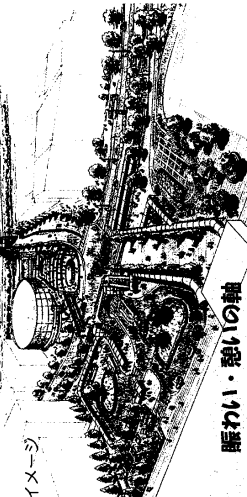
東口駅前から東A再開発地区をみたイメージ



東A地区市街地再開発事業
ホテルニューオータニとともに駅前の顔となる市開発ビルには、(仮称)熊本県庁舎・情報センターを誘入するほか、商業・業務施設などの誘致も検討します。
※建物の形はまた検討中のものです。

東口アメニティ軸空間のイメージ

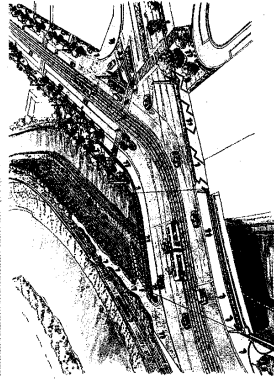
駅舎側から見たイメージ



賑わい・憩いの軸

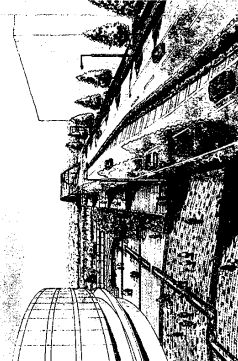
東口駅前広場の歩行者広場から東A地区の交流空間、水辺空間へと人々を導いていくシンボル空間を創出します。

北の回遊拠点
改築された旧国鉄と新たに整備する緑地により都心部と駅前周辺地区の接点(ゲート)となる空間を創出します。



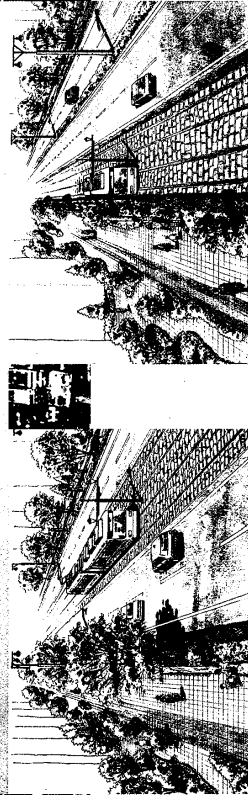
祇園橋北側から見たイメージ

シンボルロード空間(熊本駅前外縁・東A再開発区域)道路空間と再開発空間を一体的に活用したたイベントロード空間を創出します。広々とした空間はイベントや集会などの交流拠点となるほか、その先にある水辺空間へと人々を誘います。



東口駅前方面から見たイメージ

東のみち(熊本駅北側線・熊本駅前山線)熊本駅前山線は市電と歩行空間が共存する新たな電車通りとして、東の駅にふさわしい賑わいのような歩行空間を創出します。
このような空間づくりを進めるためには、民有空間の協力も必要となります。



熊本駅北側線・ニューオータニ前から市内方面を見たイメージ

熊本駅前山線・合同庁舎方面から東口駅前方面を見たイメージ

(注)ここに掲載している鳥瞰図およびスケッチは検討中のイメージであり決定されたものではありません。

7 下水道・河川（下水道総務課・下水道建設課・下水道維持課・河川課）

下 水 道 （下水道建設課）

下水道は、健康で快適な生活を営むための生活環境施設として位置づけられるとともに、近年大きな社会問題となっている公共用水域の汚染を防止し、自然環境並びに水質保全を図るためのきわめて公共性の高い施設であり、本市においても最重要施策のひとつとして整備促進に努めている。

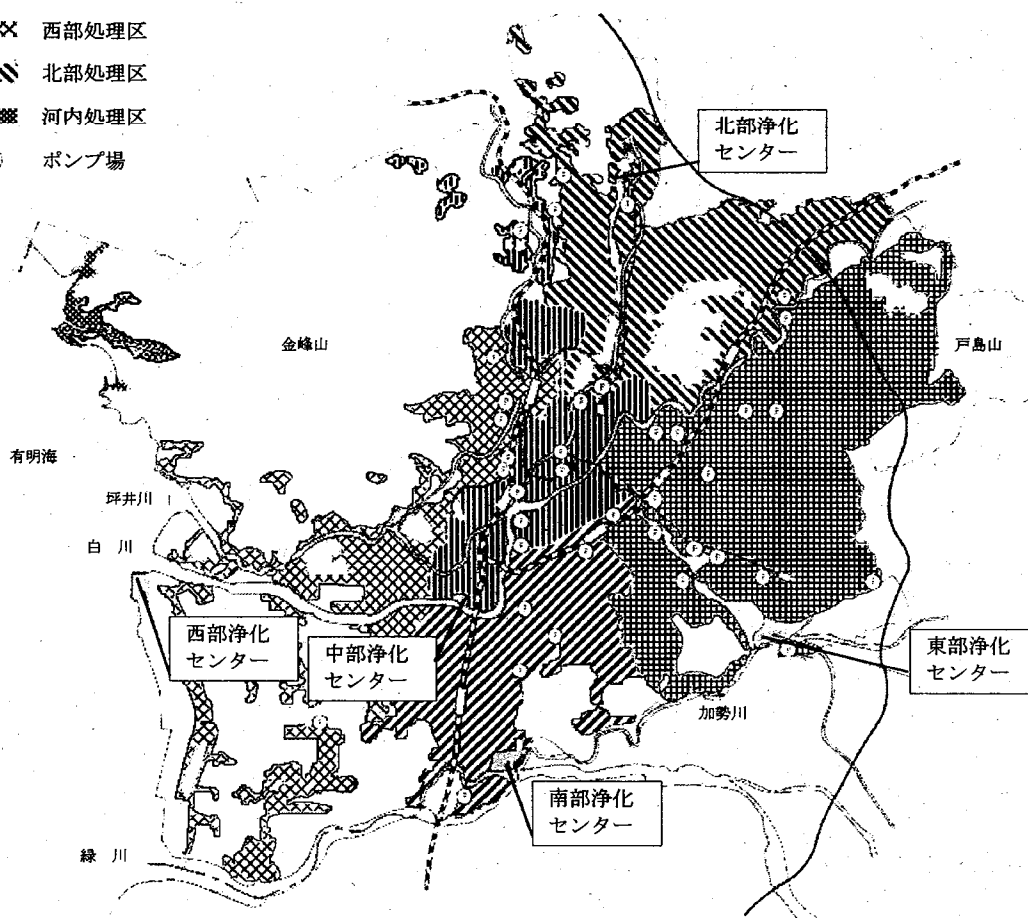
本市における公共下水道は、市域面積26,708haのうち市街化区域を中心に周辺集落を含めた12,280haに基本計画を策定し、この計画区域を中部、東部、南部、西部、北部、河内の6処理区に分割し、当面の目標となる11,136haについて認可を取得し整備を進めている。

計画区域のうち中部、東部、南部、西部、北部についてはすでに処理開始しており、平成17年度末における下水道普及率は83.4%である。

今後、老朽化する下水道施設の改造改築、合流式下水道の改善を図るとともに、全国的に注目されている下水道資源としての処理水の有効利用を推し進めるなど、下水道の質的向上を目指し水循環の一翼を担うとともに、二十一世紀の住み良い環境づくりを推進する。

- ||||| 中部処理区
- ||||| 東部処理区
- //// 南部処理区
- xxxx 西部処理区
- //// 北部処理区
- ||||| 河内処理区
- P ポンプ場

公共下水道の
全体計画区域



建設

(1) 事業計画 (下水道建設課)

事業認可年月日 昭和23年12月15日

着工年月日 昭和23年4月1日

完工年月日 平成33年3月31日

排除方式 合流式、分流式

(平18.3.31現在)

区 分		基本計画 (A)	実 施 済 (B)	進捗率(B)/(A) (%)
総 事 業	処 理 面 積 (ha)	12,280	9,118	74.3
	処 理 人 口 (人)	706,000	549,272	77.8
	汚水ポンプ場 (カ所)	35	33 (1カ所休止)	91.4
	雨水 " (")	21	8	38.1
	終 末 処 理 場	5	4	80.0
	事 業 費 (千円)	628,411,000	362,937,560	57.8
	国庫補助 (")	214,716,000	120,131,837	55.9
	県費補助 (")	0	0	0
	市費その他 (")	44,326,000	34,743,858	78.4
	市 債 (")	369,369,000	208,061,865	56.3
中 部 処 理 区	処 理 面 積 (ha)	1,535	1,352	88.1
	処 理 人 口 (人)	92,600	79,586	85.9
	汚水ポンプ場 (カ所)	5	6 (1カ所休止)	100
	雨水 " (")	6	5	83.3
東 部 処 理 区	処 理 面 積 (ha)	4,348	3,610	83.0
	処 理 人 口 (人)	301,500	248,421	82.4
	汚水ポンプ場 (カ所)	15	14	93.3
	雨水 " (")	5	1	20.0
南 部 処 理 区	処 理 面 積 (ha)	1,862	1,435	77.1
	処 理 人 口 (人)	93,400	83,674	89.6
	汚水ポンプ場 (カ所)	6	6	100
	雨水 " (")	3	1	33.3
西 部 処 理 区	処 理 面 積 (ha)	2,108	743	35.2
	処 理 人 口 (人)	80,600	40,305	50.0
	汚水ポンプ場 (カ所)	4	2	50.0
	雨水 " (")	7	1	14.3
北部流域関連処理区	処 理 面 積 (ha)	2,346	1,978	84.3
	処 理 人 口 (人)	132,500	97,286	73.4
	汚水ポンプ場 (カ所)	5	5	100
	雨水 " (")	—	—	—
河 内 処 理 区	処 理 面 積 (ha)	81	—	—
	処 理 人 口 (人)	5,400	—	—
	汚水ポンプ場 (カ所)	—	—	—
	雨水 " (")	—	—	—

行政区域人口に対する普及率

(平18.3.31現在)

行政区域人口	処 理 人 口	普 及 率 (%)
658,467	549,272	83.4

(2) 下水道使用料(下水道総務課)

〔平成17年 9月30日改正〕
〔平成17年 11月 1日から施行〕

汚水の種類	使用料	
水道水を使用した場合の 一般家庭用汚水及び 事業用汚水	基本料金	10㎡まで 990円
	従量料金 (1㎡につき)	11㎡を超え20㎡まで 125円
		21㎡を超え50㎡まで 165円
		51㎡を超え200㎡まで 200円
		201㎡を超え500㎡まで 240円
		501㎡を超え2,000㎡まで 280円
		2,001㎡を超える分 325円
公衆浴場用汚水	1㎡につき	12円
水道水以外の水の使用した 場合の一般家庭用汚水 (井戸水・温泉水など)	1世帯につき	1,700円

(注) 1 上記金額は消費税を含んでいます。

2 公衆浴場用汚水とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)に基づき熊本県知事が定める公衆浴場入浴料金の統制額の指定の適用を受けるものから排除された汚水をいう。

徴収方法 水道水……水道局へ徴収委託(17年度委託料 476,148,096円)

井戸水……納付制・口座振替制

(3) 受益者負担金(下水道総務課)

〔昭和50年12月19日条例公布〕
〔昭和51年 8月 1日賦課開始〕

$$\text{受益者の負担金額} = \frac{\text{末端管きよ事業費} \times \frac{1}{3.5}}{\text{負担区域総面積} \times 0.8} \times \text{賦課区域内の受益者の土地面積}$$

単位負担金額 1㎡当たり 200円

徴収方法 原則として一括納付、ただし、受益者が分割納付を申し出た場合は、3年間の12回分割

(4) 水洗便所普及状況及び貸付金(下水道総務課)

種別 年度	処理可能人口	処理戸数(世帯)	水洗便所 設置戸数	水洗便所人口	普及率(%)
13	519,768	213,019	154,097	483,384	
14	526,666	203,417	192,556	495,066	
15	537,097	210,353	199,652	509,705	
16	541,918	213,899	204,325	517,532	
17	549,272	218,113	208,656	525,433	
					95.7

貸付金額 くみ取り式便所1カ所又は、浄化槽廃止1基
につき330,000円以内

貸付期間 30カ月

返還方法 無利子、30カ月以内の月賦均等償還

貸付条件

- ・市内居住者
- ・返済能力のあるもの
- ・市税及び受益者負担金を滞納していないもの
- ・保証人1人

貸付金(昭43.1貸付開始)

種別 年度	貸付箇所数	金額(千円)
昭42～平13	48,795	7,221,057
14	684	145,823
15	470	100,480
16	266	58,448
17	215	49,316
計	50,430	7,575,124

(5) 終末処理場（下水道建設課）

種 別 処理場名	計画処理面積 (ha)	計画処理人口 (人)	現有処理能力 (m ³ /日)	処 理 方 式
中部浄化センター	1,535.00	92,600	94,200	標準活性汚泥法
東部浄化センター	4,348.00	301,500	141,400	〃
南部浄化センター	1,862.00	93,400	42,000	〃
西部浄化センター	2,108.00	80,600	18,300	〃
河内浄化センター	81.00	5,400	—	〃

名 称	中部浄化センター	東部浄化センター
所 在 地	蓮台寺5丁目7番2号	秋津町秋田536番地
建設年月	昭和39.9～(昭和43.1.6運転開始)	昭和45.8～(昭和47.12.1運転開始)
建設費	総額 21,475,057千円	総額 35,362,415千円

名 称	南部浄化センター	西部浄化センター
所 在 地	元三町4丁目1番1号	沖新町4944番地3
建設年月	昭和56.4～(昭和62.4.1運転開始)	平成2.4～(平成14.3.31運転開始)
建設費	総額 25,746,263千円	総額 20,338,164千円

(6) 雨水幹線（下水道建設課）

雨 水 幹 線 名	下 水 路 名	延長 (m)	排水面積 (ha)	備 考
坪井川下流雨水4号幹線	高 橋	779	159	昭和33～35年度 事業完了
坪井川中流雨水4号幹線	旧井芹川	918	41	昭和35～37年度 〃
坪井川中流雨水5号及び6号幹線	春 日	1,317	63	昭和34～37年度 〃
健軍川雨水26号幹線	帯 山	1,474	76	昭和39～41年度 〃
無田川雨水1号及び2号幹線	出 水	1,370	41	昭和42～46年度 〃
井芹川雨水36号幹線	段 山	467	38	昭和45～48年度 〃
白川左岸雨水12号幹線	新 南 部	668	43	昭和46～48年度 〃
井芹川雨水28号幹線	山 ノ 下	1,058	57	昭和48～56年度 〃
江津湖左岸雨水7号幹線	湖 東	983	77	昭和47～56年度 〃
江津湖左岸雨水1号幹線	秋 津	3,868	313	昭和38～41年度 昭和50～56年度 〃
白川右岸雨水6号及び7号幹線	竜 田	1,987	95	昭和55～平成5年度 〃
健軍川雨水19号幹線	月 出	1,992	81	昭和55～平成4年度 〃
井芹川雨水25号幹線	上 熊 本	685	110	昭和57～平成元年度 〃

(7) 共同排水設備助成金（下水道維持課）

公共下水道処理区域内で管きよが布設されない私道に共同で排水設備を設置する場合、その設備費用の3分の2以内を助成するもの。

ア 条 件

- ・私道に所有者が異なる家屋が2つ以上接していること
- ・共同排水設備工事完了後、速やかに水洗便所に改造すること
- ・土地所有者が共同排水設備の設置に同意していること
- ・市税及び下水道受益者負担金を滞納していないこと
- ・布設された管きよの維持管理は申請者の負担で行うこと

イ 助成状況（昭和47年度助成開始）

種 別 年 度	申請件数（件）	助成金額（円）
昭47～平11	1,957	718,228,700
12	41	20,218,400
13	28	13,795,100
14	17	5,556,110
15	12	3,606,000
16	11	4,590,600
17	7	4,068,000

(8) 下水道技術センター（下水道総務課）

名 称	財団法人 熊本市下水道技術センター
設立年月日	平成4年4月1日
目 的	熊本市におけるより効率的な下水道事業を推進するため、広く市民に対して下水道への理解と協力を得ることにより、下水道の早期整備と普及及び適切な維持管理を行い、健康で快適な都市づくりに寄与することを目的とする。
事 業	・下水道技術の調査及び研究に関する事業 ・下水道に係る知識の普及及び啓発に関する事業 ・下水道技術者の養成に関する事業 ・下水道使用者への水質保全指導に関する事業 ・排水設備の整備促進業務の受託に関する事業 ・公共下水道及び関連施設の維持管理業務の受託に関する事業 ・公共下水道施設の調査及び設計業務の受託に関する事業 ・その他センターの目的を達成するために必要な事業
事務所の所在地	花畑町3番1号 花畑別館1F
基本財産	50,000千円
平成17年度決算	107,003千円



河 川（河川課）

熊本市は、昭和28年に白川大水害を経験しており、これを機に国・県において白川・坪井川等の主要河川の本格的な改修事業に着手し改修が進められてきた。

坪井川においては、河道改修と併せ平成11年には坪井川遊水池が完成し、治水安全度の向上が図られている。

白川においては、八城橋から竜神橋間の10.5kmを「白川緊急対策特定区間」として、平成15年度から平成24年度の10年間を目処に堤防の整備や橋梁の改築等が進められており、平成17年度には、城山校区、力合校区の築堤等の工事やJR第一白川橋梁（豊肥本線）の架替工事が行われた。

加勢川は、昭和63年に「特定緊急河川」の指定を受けて改修が進められ、平成8年には「ふるさとの川整備河川」の指定を受け、地域づくりと河川改修が一体となった河川整備が進められており、平成11年から治水対策として六間堰の改築や内田川排水機場等が完成し、流下能力の向上が図られている。

また、市街地の拡大とともに浸水被害が多発していた健軍川・藻器堀川・万石川・兎谷川・麴川・鶯川など被災頻度の高い流域をもつ河川を昭和47年より「都市基盤河川改修事業」として改修を進め、万石川・兎谷川は既に事業を完了している。天明新川・谷尾崎川についても「準用河川改修事業」として鋭意改修を進めている。

浸水解消対策としては、特に緊急を要する浸水被害地区について排水機場や排水路等の整備を行い、浸水被害の軽減を図っている。

さらに、流域からの雨水の流出量を減らすために、雨水浸透枳設置助成や開発行為等において雨水流出抑制指導を実施している。

このように本市の治水行政は、国・県管理河川の改修促進を図りながら、自然環境を生かした河道改修を基本とし、内水対策や雨水流出抑制に努めながら総合的に治水対策を進めている。

（１）都市基盤河川整備（河川課）

一級河川及び二級河川で、都市型水害の増大に対処するため、地域に密着した行政主体である市が事業主体となって、河川の改修工事を実施している。

（２）準用河川整備（河川課）

地域の生活に密着した小河川である準用河川において、河川の氾濫を防止し地域の生活基盤を確保するため、河川管理者である市が河川の改修工事や排水機場の整備を実施している。

（３）浸水（内水）解消対策（河川課）

特に緊急を要する浸水被害地区について排水機場や排水路等の整備を行い、浸水被害の軽減を図っている。

（４）雨水流出抑制対策（河川課）

市街地周辺部では、急速な都市化に伴い、雨水流出量が増加する「都市型水害」が局地的に発生している。

このため、開発行為等においては、雨水の流出を抑制するための調整池、透水性舗装、雨水浸透枳等の設置を指導している。

特に下水道や河川への急激な雨水流入の防止と地下水保全を目的としている雨水浸透枳については、設置費用の一部を助成し普及啓発に努めている。

雨水浸透枳設置状況

（平18.3.31現在）

13		14		15		16		17	
件数	個数	件数	個数	件数	個数	件数	個数	件数	個数
56	225	49	223	54	221	55	204	56	221

(5) ふるさとの川整備事業（河川課）

一級河川加勢川水系において、河川本来の事前環境の保全・創出や歴史的景観等周辺環境との調和を図りつつ、沿線自治体の地域整備と河川管理者が行う河川改修を流域住民の意見を取り入れながら進めている。

市域の主要河川状況

水 系	河 川 名	級 別	流域面積 (km ²)	計画高水 流量 (m ³ /S)	河川区間 延長 (km)	改 修 着手年	摘 要
白 川	白 川	1級	480	3,000	63.2	昭31	国土交通省管理（直轄区間17.3km）
緑 川	緑 川	1級	1,100	4,200	71.3	〃 37	国土交通省管理（直轄区間30.8km）
	加 勢 川	1級	240.6	1,100	20.9	〃 37	国土交通省管理（直轄区間11.5km）
	無 田 川	1級	0.9	19	2.3		県管理
	木 部 川	1級	20.4	48.2	4.9	平 4	〃
	天明新川	1級	17.7	120	11.6	昭54	〃
		準用		40	2.5	平元	市管理・準用河川改修事業
	高 良 川	1級	1.9		1.5		県管理
	内 田 川	1級	6.5	50	4.2	昭50	〃
	矢 形 川	1級	34.9	110	13.7	〃 48	〃
	木 山 川	1級	119.2	660	16.5	〃 62	〃
	秋 津 川	1級	23.3	240	6.2	〃 44	〃
	鶯 川	1級	2.8	32	1.3	平 7	県管理、市維持管理・都市基盤河川改修事業
	健 軍 川	1級	14.6	190	6.8	昭47	〃
	藻器堀川 (本 川)	1級	2.8	55	3.8	〃 63	〃
	藻器堀川 (放水路)	1級	5.3	95	4.3	〃 47	〃
坪井川	坪 井 川	2級	141.7	560	22.6	〃 33	県管理
	井 芹 川	2級	57.1	360	14.5	〃 39	〃
	堀 川	2級	42.7	120	18.8	〃 53	〃
	西 浦 川	2級	4.8		2.5		〃
	西 谷 川	2級	7.5		3.6		〃
	立福寺川	2級	5.3		1.3		〃
	万 石 川	2級	1.9	75	0.7	昭48	県管理、市維持管理・改修済
	兎 谷 川	2級	1.7	35	0.8	〃 48	〃
	麴 川	2級	3.1	59	1.7	〃 51	〃 ・都市基盤河川改修事業
	谷尾崎川	準用	2.3	40	1	〃 53	市管理・準用河川改修事業
	前 川	準用	1.8	30	0.8		市管理
単 独	河 内 川	2級	16.8	55	7		県管理
	千間江湖川	2級	2.2	15	5.0	昭40	〃
	除 川	2級	5.9	40	3.1	〃 42	〃

※ 市域には上記の法河川指定（区間）以外の普通河川が68河川あり、そのうち33河川に砂防指定がなされている。

8 公共用地取得事業（用地調整室・用地第一課・用地第二課）

（１）用地取得

熊本市は、公共の福祉や住みよいまちづくりの推進のために様々な公共事業を行っているが、そのために必要な用地の取得も行っている。

公共用地の取得にあたっては、土地（用地）だけでなく、建物等の物件の移転等も必要となる。市民の財産を公共の用に供するためには、憲法２９条３項で定められた「正当な補償」が義務付けられており、適正な補償により用地を取得しなければならない。

よって、熊本市は、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（昭和37年6月29日閣議決定）に基づき、「熊本市の公共事業の施行に伴う損失補償基準」を定め、公平かつ適正な補償を行っている。加えて、熊本市用地事務取扱要綱等用地取得マニュアルの改正等をおこない、適正な用地事務の執行を図り、公共用地取得の公正、透明性をより一層高めることに努めている。

また、土地収用法の適用に関する方針を定め、都市基盤施設整備の前提となる公共用地の取得を円滑化するための土地収用制度を適切に活用し、公共事業の事業推進を図っている。

用地取得担当課については、建設局に用地第一課、用地第二課、建設総務課用地調整室が設置され、用地取得業務については用地第一課、用地第二課が行っている。また、建設総務課用地調整室は、補償基準に基づく適正な補償を行うための用地補償の指導及び総合調整を行っている。

（２）補償金算定

補償金の算定については、次のとおり行っている。

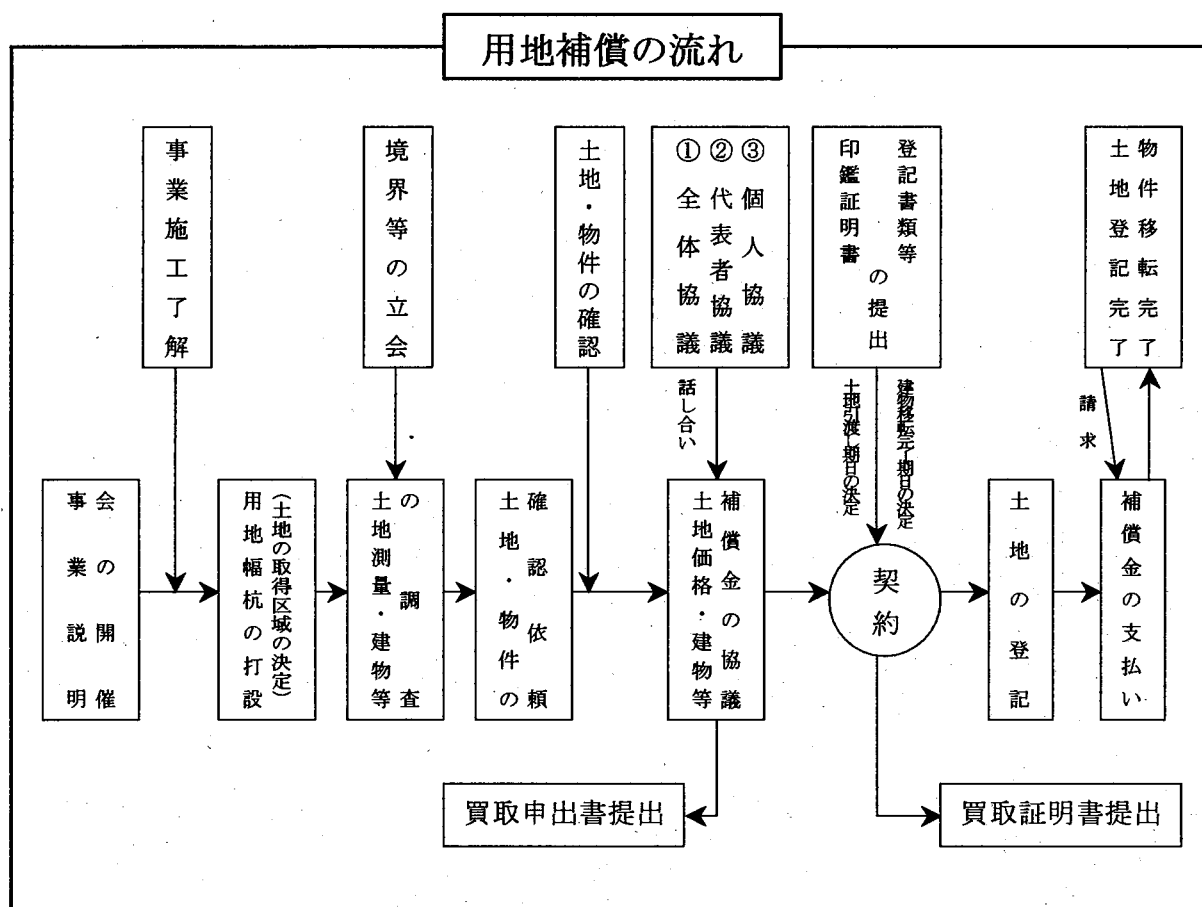
- ・土地の補償・・・土地価格の算定にあたっては、周辺の土地の正常な取引事例や地価公示価格等を調査し、さらに不動産鑑定士による不動産鑑定評価額を参考に、正常な価格で補償している。
- ・建物の補償・・・土地と建物の位置関係、事業の計画線と建物の位置関係により、移転工法を認定し適正な補償額を算定して補償している。

（３）契 約

本市の用地取得は任意取得を基本として行っており、各権利者への十分な説明と協議により契約している。

なお、公共事業のための用地取得にかかる補償金には、一般の売買とは違い、税金の軽減措置が受けられる特別の制度がある。（一部適用されない場合もある。）

(4) 用地補償の流れ



建設

9 市 営 住 宅（住宅建設課・住宅管理課）

本市では、「第5次熊本市総合計画」や「まちづくり戦略計画」等に基づいた今後の住宅政策の基本的な方向を示した「第2次住宅マスタープラン（計画期間：平成18年度～27年度）」を策定している。

この中で、市営住宅政策においては、これまでの建設中心から、ストック重視・管理重視の政策への転換を図るために、これまでに供給されてきた膨大な既存住宅ストックを有効に活用し、適正な維持管理と計画的な建替、改善等に取り組むとともに、入居管理の適正化を進める等して、住宅に困窮する世帯への的確な対応を図る方針としている。

（1）住宅供給実績

（単位 戸）

年 度	区 分	公 営 住 宅		特定優良賃貸住宅	合 計
		新 規	建 替	借上げ	
3			389		389
4		178	276	50	504
5		152	301	50	503
6		286	164	34	484
7			285	24	309
8		289	111	74	474
9			180	82	262
10		161	69	57	287
11		140	153	74	367
12		190	87	30	307
13		70	174		244
14		108	79		187
15			98		98
16		104	53		157
17		56	54		110
3～17		1,734	2,473	475	4,682

（注）公営住宅は着手ベース、特定優良賃貸住宅は認定ベース

（2）住宅管理状況

ア 目的別内訳

（単位 戸）

年 度	一 般	身 障	低家賃	老 人	母 子	高齢・障害者等優先	改 良	引 揚	特公賃・特優賃	その他	合 計
昭21～平11	7,674	173	181	378	100	1,762	613		292		11,173
12	175	7		27		57			107		373
13	191	11		33	5	17			49		306
14	181	4		70	7	39			30	40	371
15	147	8		30	7	28				29	249
16	152	4			6	25					187
17	70					28					98
18	114	2				41					157
合 計	8,704	209	181	538	125	1,997	613		478	69	12,914

（注）年度は管理開始年度を示す 平成18年度については4月1日現在

イ 構造別内訳

（単位 戸）

木 造	中層耐火	高層耐火	簡耐	準耐	耐火二階	合 計
93	10,456	1,923	83	269	90	12,914

(3) 団地別管理戸数状況

(平18.4.1現在)

No	団地名	所在地	管理開始 年度	一般	障害	低家賃	老人	障・難 者優先	母子	改良	公共費・ 特優費	引換	合計	入居者負担額
1	大江	大江1丁目15	S59	14				6					20	22,000～38,100
2	渡鹿	渡鹿4丁目17・7丁目3	H5	43				21					64	23,300～77,200
3	宮内	段山本町3	S31	1									1	2,300
4	菅原	菅原町2・8	S33～36	66				24					90	14,200～47,000
5	本荘	本荘5丁目15	S37～38	36				12					48	8,900～15,500
6	川鶴	大江1丁目35	S48							80			80	4,000
7	新町	新町4丁目9	S43			24							24	7,700～16,500
8	本山	本山1丁目1	S51							30			30	5,000～8,000
9	南熊本	南熊本1丁目9	S53	21									21	18,300～40,200
10	本荘東	本荘2丁目6	S53	61									61	18,600～33,400
11	二本木	二本木4丁目1・2	S54							42			42	14,000
12	琴平	琴平本町4	S54	66	6	20	5	19	5				121	18,600～33,400
13	九品寺第一	九品寺5丁目10	S55	50									50	19,500～31,500
14	九品寺第二	九品寺5丁目14	S55・S60	90									90	19,500～40,800
15	琴平第二	琴平2丁目3	H1	48				16					64	22,100～45,200
16	古川町シティハウス	古川町25	H6	18									18	24,600～71,900
17	江原	春竹町春竹506	H7	31									31	27,600～60,600
18	橋出	本荘町769	H7	24			5	3					32	26,100～57,400
19	ザンライズ国府	国府3丁目27	H9								24		24	63,300～65,840
20	世安	世安町52	H10	99	2			8					109	23,900～71,400
21	ベルス北口	出水6丁目28	H11								57		57	64,400～67,120
22	塩屋一番館	新町2丁目11	H12								25		25	65,900～76,080
23	エスポワールしらかわ	呉服2丁目5	H12								27		27	66,900～71,520
24	エコウイング21	紺屋町1丁目17	H13								24		24	61,000～68,600
25	黒髪	黒髪4丁目6・14	H12	35	1								36	23,100～65,900
26	池田上の原	池田2丁目52・53	H16	34				9					43	17,600～66,700
27	上岩迫	池田2丁目55～57	H18	36				17					53	18,600～68,100
28	山下	池田2丁目33・38	H16	44				16					60	18,900～70,400
29	万石	清水万石4丁目7	H8	44	2		4	10					60	27,200～63,000
30	亀井	清水亀井町33・37	H9	36	1			17					54	24,000～66,400
31	井邊ノ下	池田2丁目26～31	S37～38	43		10			5				58	3,400～8,500
32	宇留毛	黒髪6丁目1・7	S45～46							80			80	2,200
33	高平	高平2丁目8	S39～41	150				24					174	8,800～13,900
34	新地	清水新地5丁目・7丁目	S47～H5	824	37	24	70	169	4				1,128	10,800～70,400
35	楠	楠1～5丁目	S45～H16	953	25	22	148	245	19				1,412	9,100～76,400
36	武蔵ヶ丘	武蔵ヶ丘3丁目17	S49～50	64				16					80	13,100～23,300
37	大塚	大塚5丁目5	S56	120				30					150	19,100～39,500
38	上ノ塚	武蔵ヶ丘7丁目2・5	S58	81	10		6	13	9				119	20,600～42,700
39	楠第二	楠7丁目1	S63～H1	120				30					150	21,800～41,200
40	四方番	四方番町1056	S45～47	51									51	5,200～8,400
41	鹿子木	鹿子木町132	H8	94			8	30					132	22,900～65,700
42	ヴェルドミール清水	清水町新地795	H10								34		34	58,100～61,480
43	弓削第二	龍田町弓削715	H10	45	2			6					53	24,500～72,500
44	下碓川	下碓川1671	H10	45	2			6					53	24,500～72,600
45	万石南	清水万石1丁目1・4	H10	46	1		3	19					69	23,700～68,800
46	コーポムサシ	龍田町弓削720	H14								30		30	50,000～65,000
47	帯山	帯山1丁目37	S60	44				12					56	20,700～39,200
48	出水	水前寺公園16	H7～8	84			70	6					160	23,300～70,700
49	北上	上南部3丁目31	H12	46	2		9	12					69	25,000～70,200
50	若葉	若葉2丁目11	S38～41							159			159	8,000～13,200
51	栄第一	栄町2	S39～41							96			96	8,000～13,200
52	栄第二	若葉3丁目5	S42							66			66	8,000
53	託麻	西原2丁目7・3丁目2	S43～H6	341	5		21	76					443	9,800～73,700
54	東町	東町2丁目2	S49	168				42					216	12,000～22,400
55	東本町	東本町	S50～53	100				28					128	14,400～29,900
56	長嶺	長嶺南3丁目10	S51～52	216	6	14	5	54	5				300	14,400～28,600
57	長嶺西	長嶺西1丁目6	S54	48				12					60	18,500～24,300
58	尾ノ上	尾ノ上1丁目19・22・29・34	S44～57	85		20		25		60			190	4,200～39,700

建設

No	団 地 名	所 在 地	管理開始 年 度	一 般	障 害	低家賃	老 人	障・ 者優先	母 子	改 良	特公賃・ 特優賃	引 揚	そ の 他	合計	入居者負担額
59	新南部	新南部2丁目1	S58	29	6		6	3	6					50	20,800～42,600
60	戸島	戸島西1丁目34・5丁目2	S58	108				27						135	21,000～40,200
61	東尾ノ上	尾ノ上2丁目24	S59	29				9						38	21,000～41,800
62	下南部	下南部2丁目5	S59～60	221	7		6	49	5					288	21,700～37,700
63	佐土原	榎町1	S60	32	6		6	5	6					55	21,000～43,500
64	東町桜	東町4丁目9	S60～61	158	3		5	32	2					200	21,100～46,100
65	月出	月出6丁目4	S61～62	150	3		5	35	2					195	22,500～49,300
66	桜北	東町4丁目4	S62	40				10						50	22,900～40,800
67	灰塚	尾ノ上3丁目13・14	S62	52				13						65	21,600～40,500
68	秋津	秋津町秋田3298	S63～H元	208	6		6	76	6					302	17,700～48,900
69	長瀬東	長瀬南7丁目1	H7	40			8	2						50	27,400～62,900
70	出水(特公)	水前寺公園16	H7								3			3	58,000～76,000
71	新南部第二	新南部5丁目3	H8	38	2		6	4						50	28,300～64,300
72	タウンハウス御領	御領3丁目15	H8								34			34	62,600～67,120
73	月出西	月出6丁目2	H8	36				18						54	29,700～66,800
74	コンコース長瀬	長瀬東6丁目27	H10								22			22	57,000～59,200
75	小山	小山町625	H10	48				16						64	32,500～67,000
76	レスポワールドMWA	健康3丁目50	H10								18			18	65,000～68,400
77	オーシャンゲイル新南部	新南部2丁目7	H12								30			30	66,600～71,520
78	タウンハウス東	上南部3丁目4	H12								25			25	57,000～59,200
79	サンブラワーコーポ尾ノ上	尾ノ上2丁目14	H13								25			25	62,000～65,600
80	野越	南高江4丁目1	S50～53	352	18	38	17	86	9					520	13,600～31,200
81	八幡	八幡9丁目3・6	S52～53	102				28						130	15,100～30,800
82	笹田	良町2丁目5	S54～55	48				12						60	17,200～35,600
83	横林	日吉1丁目4	S55	44				11						55	17,800～36,300
84	栗の内	日吉1丁目6	S55	136	6	9	6	34	9					200	18,000～32,600
85	野田	野田3丁目11	S57	118	7		2	21	2					150	19,000～40,200
86	萩原	萩原町9	S56～57	50										50	19,700～40,200
87	田迎	出仲間7丁目6	S56	60				18						78	19,100～41,900
88	上ノ郷	上ノ郷町2丁目10・11	S58	59				17						76	20,700～39,600
89	城南	南高江7丁目9	S58	28				11						39	21,000～31,800
90	日吉	南高江1丁目6	S60	72				18						90	22,000～40,900
91	薄場	薄場2丁目7・9～11	S61～62	84	4		6	22						116	18,100～59,200
92	銭塘	銭塘町957	S38	8										8	3,900～7,900
93	奥古閑	奥古閑町4345	S38	12										12	4,500～6,600
94	平成ウッドヴィラ	平成1丁目1・2・17	H5								50			50	66,400～68,320
95	土河原	土河原町172	H5	24				12						36	26,800～58,900
96	サンビレッジ平成	平成2丁目16・18・19	H7								50			50	65,300～70,760
97	合志	合志1丁目4	H7	72	2		9	6						89	20,400～66,100
98	南部中央	八幡6丁目9	H12	20	2		18	10						50	25,100～71,000
99	白藤	自藤3丁目4	H12～16	292	10		46	53	8					409	23,600～72,100
100	鈴町	近見8丁目12	H13～15	185	6			15	4					210	25,400～74,200
101	面図重富	面図町重富888	H18	78	2			24						104	17,800～67,100
102	花園上の原	花園5丁目46	H8	38			4	18						60	24,300～69,900
103	花園	花園6丁目18・19・22～24・33	H9～11	144				66						210	21,700～74,400
104	石神	島崎3丁目21	H17	14				6						20	20,300～55,200
105	高橋	高橋2丁目6	H17	12				6						18	19,200～70,500
106	荒尾	島崎7丁目8・12・14	H15	44				11						55	19,900～71,400
107	半田	城山半田町17	H14	55				29	3					87	18,900～70,400
108	団子原	島崎5丁目25	S54～55	44				22						66	16,800～39,200
109	小島	小島下町531	S58	48				12						60	20,300～46,800
110	池上	池上町524	S63	124	3		7	32	4					170	19,000～46,900
111	上代	上代8丁目1・2	H元	114	5		5	20	6					150	22,100～43,600
112	井芹	花園2丁目14・5丁目1	H2	90	5		5	14	6					120	23,100～49,800
113	温泉	河内町船津3193	H2	22				9						31	26,700～74,700
114	上高橋	上高橋町1丁目9	H4～6	209	4		6	15						234	26,700～72,700
115	大塔	城山大塔1丁目15	H5	48			5	7						60	26,100～57,200
116	春日	春日4丁目19	H15										69	69	24,400～70,300
合計				8,704	209	181	538	1,997	125	613	478	69	69	12,914	

(注) 家賃は入居基準内の本来入居者家賃額、特定優良賃貸住宅については基本家賃

(4) 住宅使用料

ア 入居者の収入基準及び収入超過者の家賃

(単位 円)

区 分	収 入 基 準			
一 般	200,000 円以下			
裁 量	268,000 円以下			
収入超過者の家賃 (本来家賃) + [(近傍同種の住宅の家賃) - (本来家賃)] × (収入に応じて設定される率)	収入分位	政 令 月 収		率
		下 限 値	上 限 値	
	25.0～32.5%	200,001	238,000	1/7
	32.5～40.0%	238,001	268,000	1/4
	40.0～50.0%	268,001	322,000	1/2
	50.0～	322,001		1

(注) 改良住宅及び特定優良賃貸住宅を除く

イ 収納状況

(平成17年度)

種 別 \ 区 分	調 定 額 (円)	収 入 済 額 (円)	未 収 額 (円)	収 納 率 (%)
一 般 住 宅	2,845,129,010	2,661,408,930	183,720,080	93.54
特 定 目 的	261,540,300	250,666,350	10,873,950	95.84
改 良 住 宅	60,660,900	56,758,900	3,902,000	93.57
優 良 賃 貸	296,459,490	289,146,170	7,313,320	97.53
計	3,463,789,700	3,257,980,350	205,809,350	94.06
過 年 度	683,030,721	157,046,145	525,984,576	22.99
合 計	4,146,820,421	3,415,026,495	731,793,926	82.35

住宅使用料の収納率向上のため、昭和61年度より嘱託徴収員(10名)を雇用し収納率アップにつとめている。また悪質な滞納者に対しては家屋明け渡しと家賃支払いを求めた法的措置(訴訟・和解・強制執行)をとっている。

(5) 住宅協会

名 称 財団法人 熊本市住宅協会

設立年月日 昭和31年7月5日

目 的 住宅協会は、市内の住宅困窮者に対して必要な住宅を建設供給し、住宅不足の緩和に努め
生活の向上発展に貢献することを目的とする

事 業 住宅及び附属施設の建設並びに賃貸、分譲
住宅等の建設に必要な土地の取得、造成、分譲
市営住宅の管理に関する事務の受託
その他必要と認められる事業

役 員 理事長 副市長 副理事長 建設局長 常務理事 建築住宅部長
理 事 都市整備局長、財務部長、計画部長、開発公園部長、下水道部長、道路部長
監 事 会計室長、総務部長

基 本 金 1,000千円(市出資金)

事業実施状況 市営住宅の管理受託業務、賃貸住宅の管理(管理戸数192戸)

建設

10 道 路

(1) 市域内道路 (道路総務課・道路管理課)

(平18.4.1現在)

種 別	舗 装 道		砂 利 道		計		舗 装 率	
	延長 (m)	面積 (㎡)	延長 (m)	面積 (㎡)	延長 (m)	面積 (㎡)	延長 (%)	面積 (%)
国 道	67,787		0		67,787		100.00	
国の管理	38,895		0		38,895		100.00	
県の管理	28,892		0		28,892		100.00	
県 道	246,050		415		246,465		99.83	
主要地方道	73,252		0		73,252		100.00	
一般県道	172,798		415		173,213		99.76	
市 道	2,202,512	9,221,378	248,342	425,886	2,450,854	9,647,264	89.87	95.59
道 路	2,188,160	9,142,056	248,255	425,599	2,436,415	9,567,655	89.81	95.55
橋 梁	14,352	79,322	87	287	14,439	79,609	99.40	99.64

(注) 平成17年度末現在における認定供用開始分、面積は車道面積
 国県道については平17.4.1現在の数値

(2) 市 道 (道路総務課・道路管理課)

ア 概 要

九州の中央部に位置する本市は、九州の交通網の中心として要衝的位置にあり、市域内の道路は、国道3号線を縦軸に、57号線を横軸として387号線、266号線、501号線並びに県道33路線が主要幹線道路として放射線状に走っている。

これらを補完して路線数9,864本、実延長2,450,854mの市道が市内を網羅している。

市道の整備状況についてみると、市域内の国道及び県道の舗装率は、ほぼ100%舗装されている。また、市道についても延長率で89.87%、面積率で95.59%と舗装も進んできている。

なお、道路幅員4m以上の舗装については、ほぼ100%完成しており、今後は新規認定の市道及び生活道路などを含む4m未満の道路についても積極的に整備を図っていく。

イ 推 移

種別 年度	舗 装 道		砂 利 道		計		舗 装 率		側溝延長 累計 (m)
	延長 (m)	面積 (㎡)	延長 (m)	面積 (㎡)	延長 (m)	面積 (㎡)	延長 (%)	面積 (%)	
13	2,124,091	8,766,718	268,608	452,616	2,392,699	9,219,334	88.77	95.09	2,144,337
14	2,151,661	8,931,267	261,491	446,244	2,413,152	9,377,511	89.16	95.24	2,188,781
15	2,169,698	9,026,434	256,882	441,340	2,426,580	9,467,774	89.41	95.34	2,212,653
16	2,185,360	9,106,803	252,284	431,902	2,437,644	9,538,705	89.65	95.47	2,231,176
17	2,202,512	9,221,378	248,342	425,886	2,450,854	9,647,264	89.87	95.59	2,259,760

(注) 面積は車道面積

ウ 幅 員 別

種 別 \ 幅 員	8.5m以上	8.5～6.5	6.5～4.5	4.5～2.5	2.5～1.5	1.5未満	計
延 長 (m)	205,089	219,535	868,141	908,417	170,736	64,497	2,436,415
面 積 (㎡)	2,753,596	1,621,796	4,703,314	3,362,812	341,280	65,127	12,847,925

(注) 面積は道路部面積、橋梁は除く

エ 市道の認定と廃止

区 分 \ 年 度	15			16			17		
	本数 (本)	延長 (m)	面積 (㎡)	本数 (本)	延長 (m)	面積 (㎡)	本数 (本)	延長 (m)	面積 (㎡)
認 定	92	17,419.2	107,384.0	94	11,246.9	124,790.0	94	15,350.0	123,003.4
廃 止	14	4,418.9	14,831.3	6	1,570.6	3,998.0	11	3,237.6	3,077.3

オ 道路認定基準

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道として路線の認定を受けようとする道路（以下「認定対象道路」という）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に適合するものであるとともに、次の各号に掲げる要件を具備するもので、現在及び将来の交通量並びに経済効果を勘案のうえ、道路管理者が認めたものでなければならない。

- ① 認定対象道路は、第5号に該当する場合を除き、その一端は常に法第3条に定める道路に接し、他の一端は同法同条に定める道路または里道に接し、かつ認定対象道路が接することとなる一端の道路は、2.7m以上の幅員を有すること。
- ② 認定対象道路の幅員は、4m以上であること。ただし認定対象道路が、開拓道路である場合においては、その幅員は、3.6m以上であれば足りるものとする。
- ③ 認定対象道路の縦断勾配は、9%以下であること。ただし地形上やむを得ないと認められる場合においては、これを12%以下とすることができる。

認定対象道路が階段道路である場合においては、有効幅員2.0m以上で、その形状が緊急の際の避難用通路又は歩行者のための連絡用通路として、通行上の安全に支障がないと認められるものであること。

認定対象道路が袋路道路である場合においては、当該道路が次に掲げるもののいずれかに該当するものであること。

ア 公園、学校その他公共施設に通ずる道路で、道路管理者がその認定の必要を認めたもの。

イ 道路の延長が、35m以上あるもので、自動車の回転広場を有し、かつ、その沿線に当該道路を利用する概ね5戸以上の集落が存在すること。

カ 道路管理状況

年度		13	14	15	16	17
業務の内容						
一般管理	件	件	件	件	件	件
	道路境界立会	854	744	695	726	700
	道路境界承認	182	180	200	138	163
	市道の証明	53	67	61	65	42
	道路工事承認（24条）	185	191	204	206	208
	開発行為の同意	115	89	141	141	162
	道路の認定廃止	102	243	106	100	105
計		1,491	1,514	1,407	1,376	1,380
占用関係	占用許可申請	4,400	4,367	4,073	4,449	4,271
	（内占用料金が伴う申請）	(1,550)	(1,523)	(1,611)	(1,767)	(1,666)
	占用料金の徴収	1,980	1,976	1,997	2,126	2,111
		(326,592,067円)	(329,818,843円)	(335,751,323円)	(339,826,843円)	(339,784,554円)
	道路掘削許可	3,340	3,344	3,263	3,381	3,383
道路交通制限	道路交通制限	3,367	3,398	2,763	3,430	3,432
	計	13,087	13,085	12,096	13,386	13,197

11 土木センター

道路・水路（市街化区域内）の新設改良・維持管理と公園の除草・清掃業務を一元化し東部土木センター及び西部土木センター（飽田・天明・河内出張所含む）を設置しているが、さらに地域に密着した迅速な対応ができるように、平成18年度からは市域を3つのエリアに分け北部土木センターを新設した。また道路パトロールや橋梁の一斉点検を実施するなど、効率的で適切な維持管理に取り組んでいる。

その他、私道については昭和52年度から私道整備補助金制度を設け、舗装、排水施設等の改良、防護柵の設置を対象に補助金を交付し、住民の生活環境整備を図っている。（熊本市私道整備補助金交付規則）

業務内容

- ・道路・橋梁の新設改良及び維持管理
- ・道路の交通安全施設工事
- ・道路の舗装打換
- ・私道の整備補助
- ・水路（市街化区域内）の維持管理
- ・災害復旧事業
- ・公園の除草・清掃業務

私道の整備補助状況

年 度	件 数	側溝延長 (m)	舗装面積 (㎡)	防 護 柵 (m)	補 助 額 (千円)
13	126	3,815.0	23,065.0	176.0	139,594
14	100	4,706.0	23,207.0	181.0	114,521
15	83	3,161.8	19,797.0	311.0	107,903
16	89	3,324.0	22,607.0	379.0	114,747
17	34	1,199.0	12,622.0	70.0	34,173